

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）会議録（第2日）

平成26年6月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

（開議 午前9時58分）

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）におそろいで御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第3回太子町議会定例会（第450回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～

日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問される議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答

弁は簡潔明快にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

平成26年5月、姫路市は国が創設予定の地方中枢拠点都市制度のモデル事業に申請すると発表したことを踏まえ、次の質問をいたします。

まず1つ目、太子町が地方中枢拠点都市制度のモデル事業に参加する経緯とメリットを伺います。

2つ目、4月22日にキックオフ会議というのが開かれ、このキックオフ会議には相生市、加古川市の市長さんも参加されておりますが、ほかの市町の首長さんは参加されずにキックオフ会議が開かれました。

また、スケジュールを見ますと、この6月中には、播磨地域22市町のうち太子を含めた16の市町が参加する播磨圏域経済成長戦略会議が発足されることになっていますが、地方中枢拠点都市制度のモデル事業の現時点でわかっている内容の説明を求めます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答え申し上げます。

地方中枢拠点都市制度は、平成25年3月に、姫路市を幹事とする8市による研究会が設立され、同年6月に、第30次地方制度調査会の答申でその位置づけと財政措置を講じる必要が盛り込まれたことが始まりでございます。

それを受けた総務省が基礎自治体における行政サービス提供に関する研究会を設置して制度設計を進め、そして5月30日に、この制度の創設を含む地方自治法の一部改正法が公布され、新たな広域連携の仕組みが規定されたところでございます。

この制度は、地方拠点都市と近隣市町が連携協約を締結し、この協約に、1つ目として、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目として、高次の都市機能の集積、3つ目として、圏域全体の生活関連機能サービスの向上の具体的な取り組みを記載し、圏域全体で成長していこうというものであります。

太子町に対しましては、2月に、拠点都市の候補である姫路市が広域連携に係る説明のために来庁されております。その後、4月15日付で、播磨広域連携協議会会長である姫路市長から、地方中枢拠点都市のモデル事業に姫路市が応募する予定であり、地方中枢拠点都市に向けた播磨圏域活性化推進検討会への参加を呼びかけられました。

町としては、地方中枢拠点都市が合併を前提とした制度でないこと、また検討会やモデル事業への参加が連携協約の締結を確約したものではないことを確認した上で、町単独で実施するよりも効率的と考えられる生活関連機能サービス等につきまして、拠点都市と連携することにより住民福祉の向上に寄与できないかと考え、また普通交付税、特別交付税による財政支援があることも勘案し、参加を決定したところでございます。

2点目の播磨圏域経済成長戦略会議についてお答え申し上げます。

これにつきましても、地方中枢拠点都市となり得る市は圏域の核となる都市で、人口20万人以上、昼夜人口比率が1以上の市で、全国で61市が要件を満たしており、26年度はモデル事業として、姫路市を初め、盛岡市、広島市、福岡市、熊本市などが応募したようでございます。

播磨圏域経済成長戦略会議は、中枢拠点都市が担う役割である——先ほど申し上げました——1つ、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目、高次の都市機能の集積、3つ目、圏域全体の生活関連機能サービスの向上のうち、1の圏域全体の経済成長の牽引の分野では、産学官民が一体となり経済戦略を策定するための会議でございます。

この制度は、市町間で締結する連携協約により事業を推進するものであり、協約の締結には議会の議決を要します。

事業の内容としては、これから検討していくことになりますが、想定される事業として、圏域全体の経済成長の牽引では、専門的人材の招聘、産学金官の共同研究等、また2つ目として、高次の都市機能の集積では、先進医療サービスの提供、広域的公共交通網の整備、高等教育環境整備等、また3つ目として、圏域全体の生活関連機能サービスの向上では、地域医療の充実、地域公共交通の整備、また地産地消推進等が上げられています。協約の締結の判断をする際には事業内容も明確になっているものと考えますので、十分に説明できると思います。現時点では各市町が連携協約になるモデル事業を提案している状況でございますので、まだ不明な点が多々あります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 現時点ではモデル事業に申請している段階なんで具体的なことはなかなかわかりにくいとは思いますが、一応国のほうの資料であるとか、姫路市さんも資料のほう出されております。新聞等々でもいろんなことが発表されてるわけですけども。

まず、先ほど交付税のほうも期待できるのかなというような発言がございましたけども、3つの大きな計画ですね。圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、圏域全体の生活関連機能サービスの向上という3つおっしゃいましたけども、その3つともとか、どうも資料読んでると、中心になる姫路市に地方財政措置がなされるというふうにはあるわけですけども、太子町など、この制度に参加している近隣の市町というのは、財政的な措置は、具体的にまだわからないとは思いますが、どの分野に集中してるような形でされるんでしょうか。どういう予定でしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 財政措置につきましては、平成26年度についてはモデル事業であり、協約連携内容の検討の調整、また播磨圏域活性化ビジョン案の策定等、連携協約締結に向けた準備に要するソフト経費と試行的、一部実施事業に要する経費が対象となりますが、これにつきましては交付税措置ではなく、上限1,500万円を限度とする、国から拠点都市である姫路市に対して委託金という形で交付されることになっております。

また、連携協約が締結された後の27年度においては、連携協約に盛り込まれる、1つ目として、圏域全体の経済成長の牽引、また2つ目の高次の都市機能の集積については、拠点都市である姫路市が財政措置を受け、また3つ目の圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、拠点都市である姫路市と、それと連携市町である、例えば太子町と双方に財政措置されることとなっております。その方法としては、普通交付税、特別交付税で財政支援するとされておりますけれども、今のところ詳しい詳細は不明でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 先ごろの姫路市さんの6月議会にも予算が補正で上がっておりました。それがこの分だと思いますけども、財政的な措置いろいろ今後出てくるんだと思います。しっかりとメリットが太子町にとってあるように動いていただければと思います。

続いてですけども、先ほど説明の中でいろいろ具体的なこともお話ししていただきました。例えば住民に直接関係するような、住民の関心度が高いものとしては、高度な医療サービスの提供であるとか、広域的公共交通網の構築であるとか、言葉でいくとすごい、播磨地域が発展していくような文言が並んでおります。結びつきやネットワーク強化に係る政策分野では、もう公共交通、交通インフラとか、移住促進だとか、本当にいい言葉が並んでるわけですけども、そうすると、先ほど姫路市さんに財政措置がとられて、姫路市

さんを中心に展開していくというふうになるんでしょうけども、そしたらそういったサービスを受ける町民にとっては、姫路市からサービスを受けるというふうなイメージにもなるかと思います。そういった場合に、ちっちゃな太子町とか、ほかの近隣の市町さんを見ていくと、姫路市さんとは職員数の違いもあります。職員の違いがあるということは、もう専門性も恐らく違ってくるんだと思います。そういったところの違いから、果たして全部が均一のサービスが受けられるのかなあというふうな懸念も生じるおそれもあります。そういったことも今後具体的なことが決定していく中でしっかりと協議してもらいたいなと思う次第です。

ニュース等なんかも拝見しておりますと、今年になってようやく明石のほうが播磨広域連携協議会のほうには入られたと。播磨地区の22の市町は全部この広域連携協議会に参加されております。この協議会と今回の中枢拠点都市制度の違いというのが若干わかりにくいということがございますので、太子町としてどういう位置づけで考えられているのかを説明をお願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答え申し上げます。

播磨広域連携協議会は、これまで播磨中央広域というような名で、いろんな施策に対して協議をしておりましたけども、それが解散し、その後、引き続き広域連携協議会として、観光における連携だとか、広域防災施策における行政課題に取り組むことを目的に、24年度に発足した組織で、広域防災においては、協議会発足時に播磨広域防災連携協定を締結し、非常時でなく平常時においても相互協力体制をひいている。また、平成25年5月には、災害時の情報収集などで日本郵便（株）と連携協力を行ったところでございます。また、広域観光施策としては、はりま酒文化ツーリズムの推進、「播磨国風土記編纂1300年」のPR、黒田官兵衛のPR等を行っ

ております。

この協議会は、協定や協力を行いますけれども、あくまでも任意のものであり、法的な拘束力はありません。一方、先ほどから説明しております地方中枢拠点都市制度につきましては、地方自治法を根拠とした連携協約を事業手法として、先ほど申し上げた3つの事業を展開していくものでありまして、連携協約を締結した地方公共団体間におきましては、法的拘束力を有し、分担した役割を果たすための必要な措置をとる義務が生じます。国家間でいいますと友好条約と、いわゆる条約締結というような考え方の違いだと考えていただいたら結構かと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 なかなか、わかりやすい面とわかりにくい面もあるわけですけども、これは、何度も言いますが、これから具体的にになっていくことによって我々もわかってくるのかなというふうにも思います。

そんな中で、よりわかりにくいなあと思うのが、先ほど広域連携協議会のほうで観光とかという言葉も出てきたわけですけども、このモデル都市のイメージという資料もあるわけですけども、その中の圏域全体の経済成長の牽引のイメージ素案によると、播磨圏域経済成長戦略会議というのがもとにあると。そのもとになってる戦略会議が中心に位置して、具体的に動く組織として、イノベーションクラスター、ブランド育成クラスター、広域観光クラスターという3つのクラスター。クラスターというのは集合体ということらしいですけども、分科会のようなものですねーが設定されるというふうな素案になっております。このクラスターはスケジュール見ると5月から始まるというふうなスケジュールが発表されてるわけなんですけども、実際にスタートしているんでしょうか。

また、それぞれ太子町はどこの課が担当されていくんでしょうか。その辺を。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 姫路市の予定ではクラスターは既に始まっているというような形で予定をされておりましたですけど、いまだその会議自体は定まっておりません。今現在、モデル事業、また連携協約をどのようにしていくかということで、事前、準備段階でございまして、クラスターへの各自治体からの構成員は一応今のところ事業担当課長クラスが想定されておりますけれども、まだ始動しておりませんので、どんな事業が果たして盛り込まれるのかということがわかり次第、また具体的に示されてくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 課長クラスが出ていかれるということなんで、具体的な話もスピーディーになるのかなというふうに思ったりもします。

この制度が4月に発表されて以来、姫路市のほうでは3月議会で石見市長の施政方針の中でも触れられました。姫路の3月議会でも、各会派の代表質問等を通じて、議会に対しての説明もあったようです。

また、参加することになっている全ての自治体を調べたわけじゃないんですけども、高砂市のほうでは、参加するということが決まった4月の段階で、議会運営委員会を通して議会のほうにも参加するということが説明されてるんです。その辺、もう最終的には、最初の説明、答弁の中で議会の議決も要するというふうな説明があったわけですけども、この議会の議決が最終的には12月か3月の議会になるとは思うんですけども、参加自治体の全ての議会の議決が要ということみたいなんで、今後は議会に対してもスピード感を持って、議会また住民の皆さんへの情報提供と説明があってもいいのかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 答弁でも述べましたけれども、現時点では各市町の連携する事

業を提案して、それに向けて決定していく段階でございまして、モデル事業そのものの全容もまるっきり見えない状況でございます。説明できる資料が入手できれば、総務委員会等通じまして、議会にも説明していきたいと考えております。

また、姫路市の予定では6月にモデル事業として都市採択を受けるだろうという見込みでございまして、まだはっきりしておりませんので、その辺につきましても新聞紙上等で議員さんの皆様のほうにはお知らせがあるのかなというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 具体的なこと、資料等が提供されるようであれば、今総務委員会とおっしゃったと思うんですけども、ぜひ説明のほうしていただいて、我々も新聞で読んでもらうだけで、何のことかわからないようなモデル事業でございますので、理解できるようにしていただければと思います。

この件に関しては最後になるんですけども、先ほど言いましたように、姫路の石見市長のインタビューとか、代表質問の答弁であるとか、そういったところで若干政令指定都市という言葉も出てくるわけなんです。石見市長のほうは新聞記者の質問に答えて、政令指定都市に名乗りを上げていたけども、どうなんですかという質問に対して、地方自治の制度もいろいろ研究されている、旗をおろすことは考えていないというふうな取材の答弁もされております。また、このモデル事業のことにしましては、最初、相生の谷口市長は、同盟のような形と捉え、独自のまちづくりを進めるチャンスと好意的な発言をされております。に対して、たつの栗原市長は、市民にとってプラスと判断できれば取り組むが、経済成長のエンジン役とは何か、まだよくわからないというふうな発言もされております。ほかにも、参加されようとしている赤穂の場合は、企画広報課長さんが、モデル事業に参加しなければ制度についての情報が得ら

れないということなので、まずはエントリーした状態だと。

というふうな形で、参加される各市町さんの温度差も見られるわけなんですけども、その辺踏まえて、相生の市長さん、たつのの市長さんの考えは新聞等で発表されておりますんで、最後になりますけども、北川町長の思いは、このモデル事業に関して、いかがでしょうか。一言お願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 先ほどから総務部長が答弁させていただいてるとおり、今言いましたように、合併を前提とした制度でないということは姫路市のほうからもお話を聞いております。そういった中で、太子町の置かれてる、地図から見ていただければ、どうしても東また南は姫路市に隣接しておりますので、姫路市のこういった取り組みというのは、ある意味無視できないと思っております。

そういった中で、先ほど3つの圏域での連携の話をしていましたが、その中の3番の圏域全体の生活関連機能サービスの向上という部分を先ほどから総務部長も説明してたと思います。こういったところのことを考えますと、先ほど申しましたように、太子町の置かれている立場ということ考えれば、姫路市のこういった施策を無視することはできないと思っております。よって、今回姫路市からの申し入れに対して参加したところでありますので、今後いろいろと情報が出てき、議員の皆さんに説明できるような状態になりましたら、また委員会等で御説明をさせていただきたいと思いますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 冒頭にも述べましたように、この中枢拠点都市制度の具体的な中身というのは、これからスタートしていくものなので、きょうの時点でははっきりとはわからないことはもう十分理解します。

しかし、こうやって新聞等で取り上げられ

てることでもありますし、政令指定都市というふうな言葉も石見市長から出ておりますんで、住民の皆さんの関心も高いと思われますんで、あえてきょうの時点で一般質問に取り上げさせていただきました。

また、私個人的にも播磨地方全体が活性化することには何の異論も唱えるものではございません。いいことだなあというふうに思います。

しかし、先ほど触れたように、職員数の違いであるとか、職員の専門性の違い等から、本当に参加する近隣市町の住民サービスに差が出ないかどうかというふうな懸念。中枢都市の姫路だけに財政措置が講じられて、集中して、参加するほかの太子町を含めた市町の財政的なメリットがあるのかないか等々の懸念される課題がたくさんあるようにも思います。

今後、いろんな会議の中で具体的なことが明らかになっていくことになろうかとは思いますが、その辺十分協議していただくことをお願いするとともに、太子町としての意見はしっかりと行っていただくということをお願いして次の質問に移ります。

続きまして、平成26年2月、兵庫県は空き家の適正管理、除却に主眼を置いた検討を行い、標準条例（案）等を盛り込んだ市町の取り組みの指針となる「空き家対策ガイドライン」をまとめました。また、現在国会においても、自民党空き家対策推進議員連盟が主体となり、空き家対策の推進に関する特別措置法案が議員立法として提出されることを踏まえて、次の質問をいたします。

1つ目、町内の空き家の実態数を把握できているか。把握できていないようであれば、今後どのように把握されるのでしょうか。

2つ目、老朽化し、危険な空き家の撤去助成制度についての考え方を伺います。

3つ目、太子町として空き家対策条例を制定する時期に来ていると考えますが、当局の方針を伺います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** まず最初に、町内の空き家の実態の把握ですけれども、現在空き家の実態数につきましては、上水道の使用状況等により判断をし、賃貸借の住宅をのけまして、戸建て住宅で町内約280戸の空き家を確認しております。

しかしながら、単なる未入居住宅であるとか、管理放棄された住宅であるとかの分類についての詳細な空き家の状況の把握については、そこまでは至っておりません。

今後、自治会を通じまして、アンケート等により管理状況の実態調査を行い、現状の把握と今後の方針、検討に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、撤去助成制度についてでございます。

老朽化した空き家が除去されない理由には、所有者が不明な場合や相続人が存在しない場合。また、所有者には除却の意思はあるんですけれども、資金不足で対応ができない場合。また、固定資産税の住宅用地減免制度がありまして、これにより住宅が建っておれば減免されるんですけれども、更地になると固定資産税が6倍になるというような状況もありますので、なかなか除却されないという場合があります。

このように、老朽家屋が撤去されない理由は、除却する方法や費用の問題など多岐にわたりますので、本町においては、国の助成制度の活用や先進地市町の事例を参考にしながら、地域の実情に沿った助成制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

3番目の空き家対策条例のことにつきまして、先ほども議員から話がありましたように、兵庫県では、各市町で構成しました空き家対策協議会を設立し、生活環境を阻害する空き家や管理不全により老朽や倒壊のおそれのある空き家、防犯、防災上支障のある空き家等の所有者に適正管理義務を負わせる条例制定を含めた空き家対策ガイドラインを作成しました。

先ほども回答したとおり、町内には280の

空き家を確認しており、詳細な空き家の状況には至ってないので、先ほども申し上げたように、自治会を通じまして実態調査を行い、現状の把握と課題を抽出し、地域の実情に沿った条例制定の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**議長（橋本恭子）** 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** 最初の質問のほうで、太子町内の空き家は大体280戸ぐらいあるというふうな形ですけれども、先ほども答弁の中で、分類とか詳細、その空き家がどういう理由で空き家になってるかというふうな詳細については、まだ把握できていないけれども、自治会のアンケートを通じて把握していこうとされるということですが、いつごろアンケートは予定されていくのでしょうか。

○**議長（橋本恭子）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 今年度の夏ぐらいに実施したいというふうに考えております。

以上です。

○**議長（橋本恭子）** 首藤佳隆議員。

○**首藤佳隆議員** 空き家が増えていく理由というのも、いろいろ資料があつたりして、先ほども部長の答弁の中にもあつたんですけども、大きく4つあるというふうなことが言われております。1つ目は、登記が書きかえられていなくて所有者を特定できずに、自治体の撤去指導が困難な場合。2つ目は、空き家を更地にすると固定資産税が増えるので、所有者が放置してしまうというところ。3つ目は、建築基準法の条件を満たしていない空き家も多く、新たな建物が建築できないという理由。4つ目は、高額な撤去費用が捻出できないと。という4つの理由が考えられていると。当然、複数の条件も重なってくるんだと思います。その辺、夏に自治会のアンケートをしていただけるというようなことなので、そういった理由なんかもわかってくれば、それに合った対応もしやすくなると思うので、しっかりとアンケート調査のほうをしていた

だきたいなというふうに思います。

今度、2つ目のことに対してですけども、老朽化した危険な空き家の撤去制度。

昨年11月に開催されたまちづくりの集いの中でも、石海地区と龍田地区の自治会長さんからお話があったと思います。それ以外にも、いろんな自治会のほうでも会長さんのほうからお話聞いたりしてるんですけども、そのまちづくりの集いのときの答弁、先ほどの答弁もあったわけですけども、ほかの市町さんの例を参考にして対処していきたいなあとというふうに答弁されておったわけですけども、昨年11月のまちづくりの集い以降、実際に相談であるとか、他市町の例を参考に対処されたような事例はあるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 11月以降にはそういう事例はありません。

ただし、参考にしている中では、例えば京都とか、そういった由緒あるまちではやっぱり景観上ふさわしくないというようなことで除却するとか、あと通常あるのは、一般の住民、もしくは道路に倒壊すると危ないというようなことがあるとか、そういった地域地域によっていろいろな実情がありますので、その辺を現在調査させていただいております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 実際に自治会長さんのほうから聞いてるのは、空き家があって草がぼうぼうになるんだとか、イタチとかどら猫がすんで、何かふんで臭いんやとか。もうほかにも、空き家に忍び込んでたばこ吸ってたとか、いろんなことがあったと思います。その辺含めて、早く調査、実態のほう調べていただくということを再度申し上げます。

兵庫県がつくったガイドラインによりますと、市町が撤去費用を助成した場合、その一部を県が負担すると。ただし、市町が助成制度を定めていることが条件である。ということ、現時点で太子町は助成制度がないわけですから、この県からの負担は今のところ

出ないんだということで理解してよろしいでしょうか。現時点ですけど。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 現在、太子町におきましては空き家の条例がありませんので、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 に対して、国のほうでは国土交通省の空き家再生等推進事業、社会資本整備総合交付金等の基幹事業ということで推進事業があるわけなんですけども、その資料を見てると、活用事業タイプと除却事業タイプというのがあって、国のほうからも補助金がいただけるという制度があるわけなんですけども、よく見ていくと、何でもかんでも助成するというんじゃなくて、地域住宅計画または都市再生整備計画に定められた区域に限るというふうな注意があるんですけども、この地域住宅計画または都市再生整備計画に定められた区域というのは、太子町内で該当するところはあるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 地域住宅計画に該当するところはございません。今現在、太子町の交流拠点として、新庁舎に交流センターをつくろうとしております。その関係と、また斑鳩地区においては景観形成のモデル地区に指定しておりますので、その地域をひっくるめて都市再生整備計画区域として今現在定めております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 斑鳩地区の都市再生整備計画というふうに説明があったわけですけども、ここの旧山陽道沿いにも、きょうも見ていたら、空き家とか空き地もちょこちょことあるようでございます。一部住民の方から、空き家使って何か展示をしてみたりしたいなあとというふうな声も聞いております。その辺の活用ということもこの事業では可能なのかなというふうにも思いますんで、旧山陽

道沿い、また斑鳩寺の参道とか周辺等、歴史を生かせる町並みがあって、これはもう太子町の財産だと思います。この地区にある空き家、空き地も有効活用。新庁舎ができて空き家とか空き地が目立つようでは、やっぱり町並みとしていかなんかなというふうにも思いますんで、その辺しっかりとした有効活用、再生を考えてもらいたいなというふうにも思います。

質問の冒頭でも触れた国の空き家対策推進特別措置法案については、きょうはもう時間も長くなるんで細かいことは触れませんが、やっぱり法案の中でいっても自治体の権限というのが強くなるというふうなことが書いてあります。それに対しては、やっぱり市町もちゃんと条例つくってくださいよというふうなことがうたわれております。

先ほど答弁の中では、条例に対しては、アンケート調査をもとにして実態を把握して、その上で地域のことを考えながら条例化していきたいなというふうな答弁でございましたんで、何度も触れませんが、やっぱり将来的にはこの条例をきちっとつくって、空き家、空き地というのはもう防犯面、また環境面等も大きなことになります。その防犯、環境ということからも含めて、空き家に対する対策はもう急がないといけないなというふうにも思います。

ただ、空き家とかを危険だからというふうにして、迷惑な施設なんだというふうに捉えるんじゃないくて、空き家をどのように有効活用するのかといった視点も必要だと思います。倒壊のおそれのある危険な空き家は撤去していくけども、利用できる空き家とか空き地を再生させるという、解体と再生の2つの考え方に基づいた施策がスピーディーに実現することを要望して質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員。

○平田孝義議員 おはようございます。

7番日本共産党平田孝義、通告に従いまして一般質問をいたします。

認知症患者に対する支える医療、見守り、支えについて。

そこで、(1)がんと認知機能障害との合併症が大きな課題になりつつある現状が、国立がん研究センターなど、がん診療連携拠点病院での調査で明らかになっております。

問題は入院から退院まで多岐にわたっており、超高齢化社会における支える医療のあり方を真剣に考える中で問います。

認知症患者は、がんの自覚症状を訴えづらく、検診などの具体的行動に移らない。このため、重症化して見つかることが多いと報告されておりますが、このような事例からして、支える医療として、太子町としてどのような政策を講じるのか。①から③について。

まず①、緩和ケアの主体は在宅ですが、本人はさまざまな症状が合併しているという意識が薄く、家族一緒に過ごしていても見きわめが難しい。この件について、支える医療としてどう思われるか。

②認知症は社会全体の問題として考えるが、太子町としてどこまで対応できるのか。

③逆の観点から見て、がん発生後、手術などによってひきこもり、鬱病、それに伴い認知症になりやすいと言われますが、その件に対する対応は。

(2)認知症患者と予備群と言われる軽度認知障害を持つ人を合わせると全国で800万人を超えと言われる、徘徊による行方不明者や事故も相次いでおり、どうやって見守り支えていけばいいか、家族では限界に達しております。

徘徊で電車でひかれて死亡した男性の遺族に対して鉄道会社への高額な賠償命令が下ったのが今年4月24日、名古屋高裁での判決です。介護する家族にとっては非情であります。私たちの周りでも行方不明者、またそれに伴う事故などに遭われる方が考えられます。

そこで、見守り、支えについて3点を問い

ます。

①行政に届けても、介護はやはり家族が支え合わなければならない現在、老老介護の時代で、介護する側も耳が遠くなり、目も悪く、機敏に動けないのが実態ですが、この件についてどう思われるか。

②福祉にかかわる介護の現場と行政が常に情報を共有する必要がある中、特に介護に対し個人情報とは時として壁になり、ある面で障害になるが、この件についてどう考え、また対応されますか。

③は、個人情報など、②同様難しい面があるが、認知障害者の災害に対する避難対策についてはどのように考えているのか。関連先との連携など、どのような対応をとられるのか。

以上、6点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 失礼します。それでは、私のほうから6点続けてお答えさせていただきます。

まず最初に、支える医療についてどう思うかという御質問でございますが、現在2人に1人ががんに、8人に1人が認知症になると言われる超高齢社会を迎えまして、認知症のがん患者さんが増加しております。

認知症を持つがん患者さんへの対応については、がんと診断されたときから患者さんとその家族は身体的、心理的また社会的にも苦痛を抱えることとなります。そのような苦痛を早期に発見し、和らげることで生活の質を改善する取り組みが必要になります。

そのためには、患者さんが退院してから自宅等住みなれた地域での療養生活を送ることができるよう、治療時期や療養場所を問わず、切れ目のない適切な緩和ケアとあわせ、その家族にも心のケア等の支援を行う体制が必要であると考えております。特に退院から在宅生活への準備までは、病院とケアマネジャーらが連携し、入院中から患者の情報を共有し、医療や介護サービスなど在宅生活の準備

備を行います。

具体には、退院後に新たに介護と医療が必要となる場合、病院のソーシャルワーカーは、まず家族に介護保険申請の手続を行うよう説明し、担当になったケアマネジャーと面談を行い、病名や合併症、車椅子の使用などの移動方法、食事の状態、療養上の問題などの引き継ぎを行います。ケアマネジャーは、訪問介護や訪問看護サービスなどの調整後にケアプランを作成し、在宅生活の態勢を整えまして、地域として患者さんを支えてまいります。

次に、2点目の太子町はどこまで対応できるのかという御質問でございます。

本町での初期段階の対応といたしまして、認知症予防対策として、介護予防教室やいきいき百歳体操、認知症の早期発見のためのもの忘れ相談、また認知症になられた方を見守る認知症サポーター養成事業などに取り組んでおります。

また、医療との連携では、平成25年1月より、たつの市、太子町、姫路市の医療機関と行政及びケアマネジャーの間で退院調整システムが構築され、切れ目のない医療と介護の連携を実施しているところでございます。

認知症は、適切に治療、ケアを行えば症状を改善することが可能です。そのためには、認知症では早期発見と早期診断が大切で、現在認知症疾患医療センターとともに西播磨版認知症ケアパスシステムを構築しており、診断から介護保険サービスを利用するまでの流れや情報がわかる概念図や事業所一覧表を整理し、誰もがわかりやすいものを作成中であります。

以上のような支援体制の中で、切れ目のない、支える医療、介護を実施してまいりたいと考えております。

3番目で、がん発生後のひきこもり、鬱病の対策についての御質問でございますが、がん発生後のひきこもり、鬱病の発症については、家族や本人からの相談がなければ、なかなか把握することが難しい状況でございます。

す。できれば、積極的に相談していただければ、地域包括支援センターや保健師、またこころの健康相談での臨床心理士等で対応させていただきます。

また、認知症状に対しては、包括的に介護保険のサービスの中で対応させていただきます。

次に、大きな2番の認知症患者の見守り、支えについてで、その中の1番目、老老介護の実態についてどう思うかという御質問でございます。

一番大切なのは、やはり家族の支えと考えております。その上で、行政といたしましては、介護保険制度を最大限活用していただき、介護負担の軽減を図りたいと考えております。

介護認定を受けておられれば、ケアマネジャーが中心となり支援をしていきますので、在宅介護、施設入所の見きわめも本人や家族の意向も踏まえて検討してまいります。

次に、徘徊と個人情報についてでございます。

行方不明の徘徊高齢者の搜索は家族から依頼があり開始するもので、依頼の時点で個人情報の公開について家族から了解を得ますので、個人情報の問題はないというふうに思われます。

また、介護の現場と行政の情報共有につきましては、行政からは介護認定を受けられた方にケアマネジャーを初め介護サービス事業所の情報提供をしております。その一覧の中から本人または家族が選択し、サービス利用を開始するもので、利用に当たっては事業者との契約が必要となり、その契約には個人情報の取り扱いも含まれております。

なお、ケアマネジャーから介護認定の資料請求がありましたら情報公開はしておりますが、それは本人及び家族の了解のもとで行っておりますので、これについても個人情報の取り扱いの問題はないと思われます。

最後に、認知症障害者の災害に対する避難対策はどのように考えているのかの御質問で

ございますが、軽度認知障害者の多くの方は足腰に問題なく、家族の声かけや誘導で避難が可能なのではと考えておりますが、認知症状は軽度でも足腰に障害があるとか、認知症状が重度であるといった要介護認定3以上の方は、災害避難行動要支援者の登録をさせていただくよう御案内をしております。登録された方には近隣の方で避難支援をしていただく方をお選びいただいて、万が一に備えております。

なお、認知症状は軽い方でも避難に際し不安がある方は登録が可能です。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 認知症患者に対して支える医療、また見守り、支えについての対応と必要性、またこういったことを対象としてどのように考えているかということをお聞きいたしました。

認知症問題は、これからの高齢化社会において、どの家庭も避けては通れない問題として、今部長のほうから言われました、県が推奨している介護予防普及啓発事業として、いきいき百歳体操など、また普及促進のため、各地域の公民館にて体操講座を開催するとともに、受講者の自発的かつ継続的に健康維持活動を支援されております。

また、認知症高齢者対策について、不安に思う高齢者などに、もの忘れ相談、また予防対策、認知症への正しい認識を身につけるサポーター養成など、ひとり暮らしの高齢者、また認知症の高齢者に対し、地域医療及び福祉関係者と連携してケアシステムの構築を行い、引き続き取り組む姿勢ということを今、回答をいただきました。

そこで、一、二点お伺いしたいんですが、介護、認知に対して、これはちょっと前後なりますけど、高齢者に起きやすく、認知症や鬱との区分が難しい謔妄の見きわめが患者の運命を変えることもあると言われておりますが、介護予防普及啓発事業はもとより、支える医療で、がんなど合併症や緊急事態に対応

する、いわゆる神経科病院がこの太子町の周りには少なく、また他の病院でも認知機能障害の患者を抱える余裕がないと。認知症機能患者との合併患者の多くの人が意識認識や心身のケアが不十分のまま放置されるという、全国的にこの問題も多くあると指摘されております。

そこで1点ですが、配偶者と二人暮らしの老老介護、子供が働きに行って日中はひとり暮らしと、そういった認知症の人に対して、各家庭の生活環境、またそれぞれの格差もあります。町行政として難しい面もあると思いますが、この件についてどのようにお考えであるのか。また、対応されるのか。

それとあと一点、徘徊に対する見守り、支えに対することでありますが、福岡県大牟田市では市民ぐるみの徘徊者を発見する模範訓練を実施するなど、認知症になっても安心なまちづくりに取り組む自治体などがこういった関係で増えておるといふことのニュースを新聞で見ることができました。これは本当にいいことだなあと私も感じたわけでありす。

こうした流れに逆行するのが今、国会で審議中の医療介護総合法案です。要支援1、2の人は原則として特養ホームに入れなくなります。要支援の人の訪問看護とデイサービスは介護保険の給付の対象からもちろん外されます。先ほど生活福祉部長より回答いただきましたとおり、認知症は早期発見、早期治療で進行を遅らせることができます。だが、この法案では認知症の初期の人たちが介護保険のサービスを受けられなくなります。

認知症患者を地域で支えるという流れを本当は国が支えるべきと思いますが、支援策である地域の市民ぐるみの徘徊者を発見する模範訓練実施などについて各自治体で行われておりますが、この件について一、二点伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それではまず1点目でございますが、家族での見守りが十

分でない認知症のあるひとり暮らしの高齢者、また老老介護世帯の方々には地域社会全体での見守りや支援というのが必要であるというふうに考えております。

本町では昨年より、御存じかもしれませんが、全ての高齢者の皆さんが住みなれた自宅、地域で安心して生活が送れるように、見守る人と見守られる人を特定しない形で、緩やかに高齢者の見守りを行います高齢者等見守りネットワーク事業、通称「たいしひまわり（日廻り）隊」と呼んでおりますが、この隊を組織いたしました。

この事業は、町と地域で高齢者等に接する機会のある、例えば新聞配達業者さん、また宅配業者さん、ヤクルトさん、コープこうべさん、また銀行、コンビニなどの事業者さんでございますが、これらの事業者さんと協定を結びまして、日常の業務活動を通じて高齢者等に異変を感じたときに町に連絡をしていただくシステムでございます。現在、町内の32事業者と協定をしております、業務中に例えば不自然な行動をする高齢者や意思疎通のとれない方を発見したとき、また数日間姿を見かけないなどの少しでも異変を感じたときに連絡、通報していただきまして、認知症が疑われる方の高齢者の早期発見や見守り等行っております。

次に、地域医療の介護総合法案でございます。

現在、国会のほうで審議されております医療介護総合法案、こちらのほうは医療法や介護保険法、これをセットで議論されております、今回の改正案の中では、特に介護保険法では、特別養護老人ホームへの入所を原則要介護3以上に限定することとか、介護保険の現行1割の自己負担を一部の方を対象に2割に、また介護の必要度の低い要支援1から2の人向けの一部サービスを市町村に移管するなどの内容でありまして、この法案がこのまま成立いたしますと、高齢者にとっては当然大きな影響があるものというふうに思われます。今後は、審議の経緯を見守りまして、

本町での現在策定中であります第6期介護保険事業計画の中で検討してまいりたいというふうに考えます。

それともう一点、徘徊で行方不明になった認知症の方の市民ぐるみの徘徊者を発見する模擬訓練をどのように思うかという御質問だったと思いますが、この記事、私も新聞で拝見いたしました。徘徊で行方不明になった認知症のお年寄りを地域ぐるみで安全確保や事故防止を目指して保護するというふうな取り組みでございまして、特に特徴的なのは、メールを活用して、地域の民生委員さんとか多くの協力者、住民の方に徘徊者の特徴などの情報を送信しまして、住民一丸となって早期発見につなげるというふうに理解しております。実際に、その市では行方不明となった女性を6日ぶりに発見したというふうなことも載っておりました。この取り組みは先駆的な取り組みとして現在全国的に広がっているようでございます。早期発見のためには大変有効な取り組みというふうには思います。この取り組みも近隣市町との情報共有ができればもっともっと効果的な取り組みになるのではないかなというふうには考えております。

以上、3点だったように思います。以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長のほうから、周りの人たちの力をかりてと、ひまわり隊とか、認知症に対するそういった対策を考えられているということで確認いたしました。

最後に、あと2点ほどちょっとお伺いしたいんです。

回答があった中でお聞きしたいのは、ひとり暮らしの認知症患者に対する災害時の避難対策、対応について、行政のみの対応には限界があることだと私も思っております。当然、地域の方とか、また福祉関係者の人たちとの連携などが必要と考えられます。事が起きたとき、そういったことが本当に機能するかどうか、そういうことに対して心配することがございます。日常生活において実践的に

そういう啓蒙活動が常にやられておればそういうことも可能になると思うんですけど、行動に移るとなれば難しい面が多く出るのではないかなと思うことがございます。

それと、初期の認知症にとっても対応が難しいと聞いております。本人も介護する家族も混乱し、初めての1年から2年が一番つらいそうです。だからこそ、要支援であっても介護保険の給付で専門職のケアが受けられれば本人も家族も落ちつき、安心できると思います。

しかし、国が決めようとしている医療介護総合法案は、要支援の訪問介護とデイサービスを市町村への事業へと移します。そうなれば、受ける側に制度を丸投げされた市町村としては本当に大変です。そこで、制度が事業別となれば市町村ごとにもまた格差が生じると思います。国の政策によって軽度な認知症患者や、また要支援者が介護保険から外されると経営、事業的に難しく、自治体の財政に大きく負担がかかる上、町で全てのサービスを網羅することができるのか。また、単事業として地域ボランティアをお願いする必要性は大切ですが、この件に対しても難しいと思います。

そこで、本当のことを言って、受け皿となるサービスが本当にこれから十分に用意できるのかということが私は本音であり、聞いております。この件についてはどう考えておられますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） お答えいたします。

まず、1点目の災害時の避難対策だと思いますが、先ほども少し御説明をいたしました。本町の災害時避難行動要支援者登録制度、こちらにおきまして、災害時などの緊急時にやはり家族以外からの手助けが必要となる方、この方々の氏名、住所、また身体状況、そしてかかりつけの医療機関、利用している介護事業所とかケアマネジャー等々の個人情報をごろから登録していただいて、こ

の情報を消防機関、自主防災組織、民生委員、また社会福祉協議会など、あと地域での直接支援、支えていただく協力者、こういう方々に情報提供しておくことで、いざというときに地域の中で避難誘導などの支援、安否確認等していただく体制を整えておりますので、当然この体制を实践、本番で使うということ、これは当然望みませんが、本番でうまく機能するように、常日ごろから近隣の制度とも見合わせながら、その精度を高めていくというふうなことに努めております。

もう一点、要支援者1、2の方の今まさに国で審議されております医療介護総合法案の中のお話ですが、要支援1、2の方が受けておられます介護サービスの一部でございますけれども、これは市町村に移管されることになっております。

ただ、移管までの期間がまだ3年弱ございます。それと、移管に当たっての詳細な情報というのは私どものほうにもまだ全然届いていない状況でございますので、本町も含めまして、近隣市町においても、まだ移管後の方向性が見えないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 いろいろと多くの質問した関係、ちょっと時間がないようになってきたんですけど、介護は予防を重視すべき、財政問題となる、福祉にしわ寄せが来ると、そういった中でいろいろと僕はきょうお聞きしたわけであります。

そこで、逆行した政策を進めるなど、制度を丸投げされた太子町ももちろんですが、本当に大変だと思っております。アベノミクスで弱者を切り捨て、格差が広がって、認知症、要支援の実態は大変です。このままでは介護殺人など社会問題はどんどん増えるのじゃないかと心配をしております。高齢化社会における環境はだんだんと厳しくなっており、介護する家庭にとっても悲惨であります。どんなに頑張っても徘徊を防ぐことは大

変なことです。それに、認知症障害や、またがん合併、重症化も支える医療については問題であります。退院後の受け皿、介護力不安など、地域での連携を社会全体の問題として考えていかななくてはなりません。今、自公政権の負担を増やし給付を削減する社会保障・税一体改革路線に対する医療介護総合法案、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会に対し、国民の中では怒りがかなり広がっております。引き続き、介護保険利用者である我々太子町民、特に弱者の人たちに対し少しでも光が当たる介護事業に対し、事業側と町民が一体となり、協働を広げ、介護に笑顔が実現するまちに向けて取り組んでいただくことをお願いいたしまして次の質問に移ります。

住宅リフォーム助成制度についての質問であります。この質問は、今回で私2度目の質問であります。

東日本大震災発生より4年目を迎え、原発事故も加わり、国民の安心・安全のための対策が急務になっておりますが、思うように復興が進んでいないのが現実であります。

兵庫県も阪神・淡路大震災から20年目を経ており、懸念される南海トラフ地震、山崎断層地震に備え、兵庫県下でも学校、公共施設など耐震工事が急務になっております。

さらに、民間住宅に対し耐震診査など、新築耐震基準の住宅は別として、それに満たない、震災前後に施工した住宅が耐震改修の時期を迎えているのが現実ですが、緊急経済対策や住環境の整備などを目的とした住宅リフォーム助成制度が全国で広がっております。2013年度に実施した自治体は全国で628自治体。リフォーム助成を行った自治体では地域経済対策として歓迎され、大きな経済波及効果、地域活性化の起爆剤になっております。

以下の3点について当局の考えを問います。

(1)住民が安心して住み続けられる住宅を確保し、地域の消費拡大に結びつくことについて。

(2)地元の業者が施工することで住宅関連

産業を中心とした地域環境型経済活性化に結びつき、緊急経済対策につながることにについて。

(3)不足している建築関係技術者の育成の確保に結びつき、各地で効果が確信になっていることについてどのように太子町としてはお考えか。この3点をお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず最初に、住民が安心して住み続けられる住宅の確保ということでございます。

本町では本年度より、わが家の耐震診断の無料化や耐震改修工事費の助成制度を創設し、安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを行っております。

さらに、住民が安心して住み続けられる住宅を求められるように、リフォームに関することの相談や、きめ細やかな資料の情報提供が行える住宅リフォーム相談窓口を設け、建築士の職員が相談に当たっております。

また、住宅瑕疵担保履行法に基づくリフォーム瑕疵保険に加入する事業者を登録し公開する国土交通省採択のサイトを初め、民間による類似の消費者向けリフォーム事業者情報提供事業などを紹介し、近隣の優良事業者を検索いただいております。

今後は、歴史的景観形成地区などで地域特性を生かしてつくられた住宅等の事例紹介等を行いながら、地域振興に努めていきたいというふうに考えております。

2番目の地元の業者が施工することでということで、本町での住宅建築状況は、開発地などでの大手のハウスメーカーや住宅デベロッパーによる住宅建設と、地域特性を生かしてつくられている工務店や大工さんなどによる建設事情が見られます。

近年は高齢化による優良な職人の減少や、情報化や品質要求が進んだことにより、コストと性能バランスのよい大手ハウスメーカーへの依存傾向が高くなっている状況でございます。そのため、地場の材料と職人でつくり上げる地域循環型の住宅供給は日々困難な状

況にあると感じております。

しかしながら、地域に根差した工務店や職人を生かした住宅施策は必要であるとも認識しております。本町としまして、できる限り住宅リフォーム相談や景観形成地区内での景観指導を通じながら、地域特性を生かした住宅の紹介を行い、地域循環型経済につながるよう努めていきたいというふうに考えております。

3点目の不足している建設関連技術者の育成ということでございます。

リフォーム事業が一定の雇用創出や技術者の育成につながることは認識しておりますが、住民の皆様の安心・安全を守る住宅耐震化に伴う助成事業につきましては、耐震化の多くの工法や知識も必要となるため、総合的な技術者の育成につながるものと思っております。

しかしながら、住宅リフォームにつきましては、個人資産の利益向上にもつながりますので、単なるリフォームとしてではなく、太陽光発電及び耐震改修、高齢者の住宅改造助成等を基本として、環境や耐震化、バリアフリー化など、人や環境に優しいまちづくりを基本にしながら、総合的な住宅施策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 経済建設部長から今、回答いただいたんですけど、これも3年前の回答とほとんど似通ったような回答で、私がこのリフォーム助成制度を導入することに対してどのように質問してるかということを理解してなかったのかなあと思ひまして、ちょっと質問がしにくいんですけど。

この当時のリフォーム助成制度は、今部長が言われたように、緊急対策とかじゃなくて耐震診断、またいわゆる太子町においてのいろいろなリフォーム、そういうものをやっておられるんですけど、その波及的効果、これを行ったことによって、この太子町に産業が生まれると。それによって経済的効果、それ

にまた波及効果が生じるということを私は願ってこのリフォーム助成制度というのを当局に訴えておるわけで、予算を組んで、それを太子町が使うとなれば、当然これ利益が出てこないと思うんです。今、太子町やったって確かに財政的にもきついときにそういうことをやるとなれば、これから先も大変だということは理解しております。

そういった中で、この活用によって、秋田県なんかは68億円かけて1,626億円という波及効果を出しておるわけです。それと、各地のやられてる628自治体、これはかなり経済的な効力、またそういう景気をその地方にもたらしてるということを私はここで質問するために立っております。

そういうことで、先ほど言われたように、この制度は一見業者だけが利益を求める政策と考えがちですが、実施を行っている市町村など、産業、言えば開発、そういった面とか、また経済、先ほど言った波及効果、そういうことを分析しながら、産業の構造把握、そしてそれに地域環境型の経済対策といったことを立案しながら住宅リフォーム助成制度の推進事業をそうしております。

そういった中で、私は自治体が注目していることを太子町としてはどう考えてるかということをお聞きしております。とりあえずこの内容として、今言われたこと以外に、全国でやられてるリフォーム助成制度を理解していただいて、どのように太子町として考えているかということをお聞きいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 今おっしゃられたことは、住宅リフォームについて、例えば町が1件につき上限10万円で補助すると。そうすると、それが大体10分の1の補助ということになると、当然事業としては100万円の事業が行われると。それが例えば当然上限ですから10万円以上は出せないんですけれども、事業者としては要は120万円、130万円、150万円の仕事をするかもわからないと。そうすると、それが例えば10件あったら

1,300万円、1,500万円とか、そういったお金が要は建築関係の事業者に戻り、それに伴って当然材料の購入や何とかということで町内のそういう業者が潤うということで経済の発展につながるんじゃないかということをおっしゃっていると思うんですけれども、自己所有の家があるということは、それなりに資産があるということでもありますし、十把一からげで、そういう状況で、どのおうちにも10万円のリフォームの助成をするというのはやっぱり税金の無駄遣いになるんじゃないかなというふうに考えております。

町としまして、耐震の診断であるとか耐震の改修によりまして安心して住める状態にお願いできるような補助の制度はありますので、町としては、安心・安全に暮らせる住宅にするため、もしくは障害の方とか介護の方が室内で移動しやすいようにリフォーム化するといったことについての助成は考えておりますけれども、通常に、例えばお風呂を直すであるとか、玄関を直すとか、キッチンを直すとかといったことへの過剰な税金の支出というのは太子町においては今現在考えておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 背景には財政難、いわゆる税金を個人の形成に使えないといった考え方も本当にそれはあります。しかし、国も住宅リフォーム推進事業を創設して、昨年、2013年度補正予算に対して20億円を計上しております。個人の資産形成を理由にして拒むという根拠はなくなっておるわけであります。この件についてはどのように思うのかということで質問しておるんですけど。

それと、先ほど言ったように、投資する助成金をはるかに上回る経済波及効果や、業者も住民も地域も元気にするという、これが制度であります。この件のお金の使い道についてはどのように町として考えてるかということは先ほど伺いましたので、この回答は結構であります。

先ほど回答いただいた中で、兵庫県では耐震改修への補修、それと耐震診断などの高齢者に対する対策、住宅改修助成制度は、これあるということはもう私議員になったところから聞いておりますから、また確認もしております。その対応は限られております。今ですか、今年ですか、3月に太陽光発電助成制度創設もされましたが、これらの国とか県などの助成制度など活用して、太子町独自の助成によります家庭用の雨水貯水設備ですか、100リッターの水を取り入れて、またそういう雨水対策をとるといった。こういった助成なども含めて、今後総合的に住宅リフォーム助成制度とした創設を考えてはどうかということで私はお尋ねをしております。この件についてはどう思われますか。経済建設部長、よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほど回答したように、例えば10万円の補助して、10分の1が上限であるということになると、その施主の方は100万円以上使われるということで、経済的にも効果があるということをおっしゃられてるのはよく理解しております。

ただ、逆に考えれば、その建築事業のお金を使わなければ、ほかの例えば洗濯機であるとか、家電であるとか、車であるとか、そういったことにも消費につながったかもわからないということで、建築業者だけがもうかるという言い方はちょっと語弊がありますけれども、そういった面では目に見えない部分でのマイナスの効果もあるんじゃないかというふうにも考えております。前向きには考えていきたいとは思いますが、今年度、来年度には実施しますよということにはちょっとお答えできませんので、よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 先進的な自治体の訪問なんかは一度もされてないんですね、効果上げておられるようなところ。そういった助成制度をされてるところを一度研究、それによって確信

を得て、早急にこういう創設を考えていただきたいということで、太子内でこれを議会と当局側と何ぼ話し合っても先に進まないと思うんです。やっぱりこういった先進的にやられて効果を出してるところに行かれて、確信を得た上でそういうことも考えられたほうがいいかなと思います。広島の、この間、これも情報入ってるんですけど、安芸高田市のこの事例でも補助金3,500万円ほどです。それによって、このたび工事総額は4億円突破したと。それによって、まちに対する税としてのお金も入ってきたと。そういうのでよくなったということはこの間の新聞とか情報で得ております。

そういった中で、やっぱり太子町も前向きにそういった先進的な地域を一度勉強に行かれて、それで納得いかなかったら今のままで、納得いったらぜひこれを導入していただきたい、そのように私思うわけで、きょうこれを質問しております。そういったことに対して、一度聞きに行かれるか行かれないか、そのことをちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） このたびの質問をいただいて、私なりにインターネット等で調べさせていただいております。今、平田議員がおっしゃっているとおり、10分の1の補助で10倍の事業費が動くということは十分に理解しております。

ただし、そこには町の税金を投入してということがあります。財政も厳しい折ながら、例えば100万円で1,000万円の効果が出たということにはなるんですけども、その100万円が本当にそういう各おうちのリフォームのお金に支出するということが適切なかどうか、もっとほかに公共的な使い方あるんじゃないかというような観点から申し上げているわけでございまして、もう少し財政が潤って、これぐらいやったら大丈夫かなというような状況になりましたら、その時点でまた考えさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 当局の考えというんですか、その回答はいただきました。

ただ、これから将来に向けて太子町は自治体対策として何かをやっぱり活性化の的にやらないといけない時期が来てるんじゃないかなと私は思うわけで、このように経済波及効果がある、また経済的地域活性化になるということは効果が出ているのに、あえてこれを否定するということはちょっとおかしいんじゃないかなと思ひまして。建設業者がもうかれれば必ずその金がその地域で循環するというのが基本ですから、これは。そのお金が回り回れば当然太子町はこれから潤うと。そういうことを、一遍に大きなことをするんじゃないで、たとえ100万円でも200万円でも、それから始めて効果見ていくという、そういうことを考えてやっていただきたいと思う。そういった中で、少ない予算で将来に向けたまちの活性化をして安心したまちを続けていただくということをお願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本恭子） 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一です。きょうは2点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、公民館の施設整備計画についてであります。

昭和42年に開館した中央公民館を初め、同53年に整備を終えた地区公民館は、太子町の社会教育、学習の拠点として、高齢者大学を初め、文化、芸術、生活、健康、福祉、青少年育成等、あらゆる教育、学習活動、またこれらを通して住民の交流活動を推進してきたと理解しておりますが、近年の激しい社会の変化は学習ニーズの多様化や新たな学習課題を生み出しており、さらなる学習内容の充実や学習機会の拡充を図ることが求められていると思います。

そのために、太子町総合計画では、公民館を地域に密着した生涯学習の拠点と位置づけ、機能強化を図るとともに、地域での異世代交流の場としても活用することを基本方針として定めて、生涯学習の推進を図っております。

なぜこの実施計画において平成28年度に中央公民館の解体を上げているのか。解体した後どうしようと考えているのか。耐震診断実施後の地区公民館を含め、公民館全体の施設整備計画についてお尋ねいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） ただいまの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

中央公民館は、開業は42年ですが、建築は昭和41年でございまして、築48年がたっている建物でございます。平成20年度に耐震診断を実施したところ、構造的に不足しております。この結果を受けまして、大規模な耐震工事を行っても、建物本体、設備とも老朽化が著しく、経年劣化が進むことによりはなりません。

また、実施計画では平成28年度で解体としておりますが、財政状況を見ながら、見直しも含め、十分検討していきたいと考えております。

現在、新庁舎とあわせて、地域住民が使用、活動できる地域交流センターを建設中であり、研修室等を活用しつつ、現庁舎の跡地利用とあわせて考えていきたいと思っております。

地区の公民館につきましては、地域文化の発信に重要な役割を果たしているところであり、耐震診断結果次第では整備も含めて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 平成20年に耐震診断を中央公民館で実施したということですが、耐震診断の結果の数値はどうだったのか、具体的に数値を求めます。

それから、その数値では今、先ほど耐えら

れないということであつたんですけれども、どの程度の危険性を示しておるのか、具体的にそれもお尋ねしたいと思います。

それから、平成28年度に解体ということでは上げているけれども、予算等の関係から、財政的な関係から、それはわからないんだというような答弁だったと思いますけれども、いずれにしても解体という方針には変わりはないというふうに考えます。そこで、それは耐震診断の結果の解体かというふうに思います。その後どうするのか。

先ほど現在進行されている新庁舎との関係、交流センターとの関係でということであるけれども、普通、物を考えるときに、特に公共施設はそうだと思うんですけれども、使用目的を考えて、はっきりとして、じゃあこれがこうだからこういうものを計画していこうというのが物をつくる順序だと思うんですけれども、現在進められている交流センターの関係で云々という答弁だったんですけれども、それは何かははっきり今後公民館をどうするのかという長期的な計画がない言いわけとしかとれないんですけれども、その辺いかがお考えか。とりあえずお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 耐震診断の数値ですけれども、太子町、建物については0.7以上ということを求めています。その中で、公民館は、1階につきましては0.39、2階につきましては0.56、3階につきましては0.43という数値でございますので、やはり地震が起きますと倒壊のおそれがあるというふうに考えております。

それから、公民館の施設の跡の利用というんですか、地域交流センターにつきましては、そういった今の公民館機能につきましては、補完的といいますか、そういったものが今地域交流センターでは研修室につきましては3部屋、和室については1部屋という建物を計画しておりますので、その中で、十分ではないんですけれども、活用ができるのではない

かなと。また、この庁舎の跡についても、そういったものを検討しながら公民館のあり方というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） まだもう一つ、耐震化で地区公民館の数値は。

○教育次長（宗野祐幸） 地区公民館については今後の耐震診断をする予定でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 先ほど具体的に耐震診断の数値をおっしゃっていただいたんですけれども、これどの程度の震度でこの数字だったら倒壊というふうに考えられとるのか。

それから、この26年度予算において、ふれあいホールの改修工事238万円計上されたんですけれども、これとの関係はどうなんでしょうか。潰してしまうのに、今からホールの改修工事を行うのかどうか。

それから、新庁舎で考えられてる交流スペースの分で公民館の機能が何とかカバーできるのかなあというふうな答弁かなと思ったんですけれども、公民館というのは施設を貸すだけのものじゃない。今、歴史を述べてきましたけれども、それぞれの住民の学習、またその課題というものを、地域の課題。今だったら、そう、福祉もあるし、今、先ほどの平田議員が言われてたような認知症の関係、そういうものもこれから新しい課題がどんどん地域の中で起こってくる。それに対して、やっぱり住民が学習したり勉強したりする、そういう場所でもある。部屋を貸すだけが公民館じゃない。そういうことを考えていただきますと、交流センター機能だけではどうにもならないと私は思うんです。現に町のほうも24年11月の募集でなさいましたパブリックコメントの中で、教育や文化の育成とは違った、住民協働の場として活用するんやというふうに新しい交流センターの部分を答弁なさっております。それはわかっておられると思うんです。ただ単に場所だけではないんや

と、公民館は。そういうことも考えて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 地震の規模といいますが、どういった数値かなということを言われてると思いますが、阪神・淡路大震災のあの地震規模ということで多分、真の耐震診断のその数値だろうというふうに私は思っております。

それから、中央公民館も昭和42年開業で、地区の公民館は52年ということでございます。そもそも生涯教育の中で中央公民館の役割は大いに貢献してきたことだろうというふうには考えております。

しかしながら、今新庁舎の建設の中で地域交流センターというものも建設中でございますので、その中で新たな生涯教育として情報化の機能や交流スペースも十分確保されているというふうに思っておりますので、それで中央公民館の機能のかわりといいますか、そういったことで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） それから、次長、248万円の。

○教育次長（宗野祐幸） 失礼しました。ふれあいホールにつきましては、これはもう平成元年の建物でございますので、これについては今後も十分活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今の答弁をまとめさせていただきますと、ふれあいホールは活用していきたいと。そして、今本館のほうの3階建ての建物は解体して、28年度じゃないかもわからないけども解体して、今度の新庁舎としてできる交流センターのほうに代用させたいと、こういうことなんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 先ほどの答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 先ほどの答弁のとおりということは、そういうことなんでしょうね。これ、濟いません、いろんなところで、ふるさと文化村との一体性とか今まで言ってこられておりますし、これ社会教育審議会等にも一遍諮問なさって、そういうことを考えられてというんか、計画なさっておるんでしょうか。私は、できるだけ多くの皆さんの意見を聞くべきだと思います。ただ単に耐震だけでこれをこうするんだというて実施計画を上げるんじゃないくて、多くの利用者の皆さんや、それから議会の意見もそうでしょうし、社会教育審議会や、そういう方のいろんな意見を聞いて、こうするべきだろうなという答弁だったら、私は、うん、そうかなあと、そういう意見だろうなあとというふうには理解しますが、何かこう、突然耐震だけの関係でほんと上がってきて、今建ててる交流センターのほうの機能へ公民館機能を持っていくんだというような感じを受けるんですけれども、それで本当によろしいんでしょうか。よろしいんでしょうか言うても、よろしいと言われたら、そうかわかんけど、そんなもんで本当にいいのか。私ちょっと疑問に思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、中央公民館の考え方ですけど、先ほど次長が言いましたように、非常に耐震性はもうもたないということで、28年度かどうかはわからないけど、実施計画に載せておりますので、本来実施計画に沿ってということが基本だと思うんですけど、先ほど議員がおっしゃるようなことも含めて調整する部分もあるのと、財政的なことを考えると、28年度以降ということも十分考えられます。

ふれあいホールのところにつきましては、新しい建物ですので、それは十分生かして、例えば中央公民館の本館がなくなるということになれば、そこは駐車場あるいは少しグリ

ーン化としますか、木を植えた中で、あすかホールの南側からの駐車場というような考え方もございますので、そういったところの利用を図りたいのがあります。

教育次長からもちょっと簡単に触れてますが、この庁舎跡地のことも十分考えた中で、中央公民館というものが全然不要という考えではもちろんないんですが、財政的なことを考えた中で、ここの庁舎跡地の利用を考えて、中央公民館のあり方等も十分先では考える必要があるんじゃないかというふうに思います。

ただ、現状では庁舎建設に今取り組んでおりますので、公民館をどうした後、例えばここの庁舎の跡にどうのこうのとするということまで決めておりません。ただ、将来的なことを考えると、中央公民館だけでなく、御案内のように斑鳩公民館については借地で建っておりますので、そういった分館のあり方等もございますので、トータル的に考えていかなければならない。これは教育委員会施設だけじゃなくて、教育委員会施設がほとんどメインになっておりますが、社会教育施設を含めて、教育施設も含めて、財政計画をにらみながら捉えていく必要があるんじゃないかというふうには思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今、副町長の答弁お聞きしましてちょっと安心したんですけども、これからもっとももっとたくさんの意見を聞いて、情勢を見て判断をいただきたいというふうに思います。ただ単に新庁舎の交流センター機能ができようから中央公民館はもう必要ないんやというような判断をくれぐれも慎め言うたらおかしいですけど、よく考えて検討して、今後の方向性を出していただきたいというふうに思います。

次に2番目、雨水排水対策について、姫路市等との協議の進捗状況についてお尋ねいたします。

現在、兵庫県総合治水条例に基づき、大津

茂川、揖保川の水系ごとに総合治水推進協議会の協議が進んでいる。また、下流の姫路市との協議を進めると、以前一般質問に対し、あるいはまちづくりの集いで町長は述べられておりますが、その協議内容と進捗状況について伺いをいたします。

また、「広報たいし」2014年、新年号でのまちづくりの集いの報告の記事の中で、「町長から」という欄に「雨水排水の問題は下流域の姫路市との協議の必要性とともに、十分に認識し、抜本的な対策を検討しています」とありますが、抜本的な対策とは何なのか。下水道汚水幹線工事の着手以来、二十数年の中断をしている雨水幹線整備事業の再開と理解してよいか。また、それともほかに検討されてることがあるのでしょうか。伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 兵庫県総合治水条例に基づきまして、大津茂川水系にかかわる中播磨県民局及び揖保川水系にかかわります西播磨県民局において、それぞれ水系ごとの総合治水推進協議会が立ち上げられ、その中で大津茂川水系に関する協議は昨年度終了し、中播磨地域総合治水推進計画が策定され、兵庫県のホームページ等で既に公表されております。揖保川水系にかかわる協議は今年度開始の予定でございます。中播磨地域総合治水推進計画における主な内容としましては、計画期間については平成25年度からおおむね10年間とし、3つの基本的な目標を立てております。

その1つ目の目標としまして「流す」として、策定からおおむね30年間の河川整備計画及び市町それぞれの下水道計画に基づき、本計画の計画期間で実施し得る整備を着実に進める。

2つ目の目標としまして「ためる」、雨水を一時的に貯留、地下に浸透させる流域対策として、河川、下水道や水路などへの雨水の流出を抑制し、溢水などによる浸水被害を軽減する。

3つ目の目標としまして「備える」として、浸水した場合の被害を軽減する減災対策としまして、人的被害の回避を最優先とし、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避、軽減するとなっております。

この中でも特に2つ目のための対策としまして、今年度より各戸へ雨水貯留施設設置補助事業を新規事業として始め、この6月2日から13日までの間で募集を始めたところでございます。けさの状況では申請が2件上がってきております。

姫路市との協議におきましては、姫路市下水道整備室を窓口としまして、双方の問題点を現在洗い出ししている状況でございます。これらの内容との整合性を図りながら、今後、現在の浸水状況や費用対効果を踏まえ、計画的に雨水幹線等整備していきたいと思っております。雨水幹線の整備には多額の費用と期間を要します。また、下流域側の姫路市等との協議があるため、少しの御猶予をいただきたいというふうに思います。

また、抜本的な対策として、雨水幹線整備計画を進めていくのかということでございますけれども、太子町における雨水幹線整備の計画としましては、基本的に国から認可を受けました太子町下水道計画図の雨水に係る部分でございますので、その事業を再開するというか、進めたいということでございます。また、先ほども申しましたけれども、雨水幹線の整備には多額の費用と時間を要しますので、いましばらく御猶予をいただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 その答弁、前にも聞かせていただきまして、十分時間と費用を食うだろうなということはもう重々わかっとなるんです。ただ、前にも述べましたように、浸水の危険にさらされているような地域の方々は一刻も早い解決を望まれとるわけです。そして、すぐにというのは、皆さんそれ大変だろうなあとということも理解していただいとるん

です。ただ、いつごろそれにかかっていくんだろうか、いつごろになったらそういうふうな解決のめどが立っていくんだろうかということをお皆さん待ってられるんです。ですので、少しの猶予ということなんですけれども、全体にはそういうことなんでしょうけれども、そういう危険にさらされておられるところからでもこういうふうやっていくんだということを明らかにしていただいて、不安を取り除いていただいて、それまで待てば何とかなるんだなということ、希望を持って生活をしていただけるような状況へ早く持っていっていただきたいというふうをお願いいたしまして質問終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）

（再開 午後0時58分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、一般質問を続行します。

次に、井川芳昭議員、お願いします。

○井川芳昭議員 それでは、9番井川芳昭、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日の質問についてもいろいろと不手際があるかと思いますが、総務部長等におかれましては笑わずに聞いていただければなというふうに思いますし、また答弁者におかれましては横を向いて答弁しないようにだけしていただきたいなというふうにも思います。

先ほど来からも平田議員の質問の中にもありましたが、見守りという言葉もありました。私の質問についても大きな意味では見守りというようなこともありますので、よろしく願いもいたしまして本題に入ってまいります。

小・中学校における通学路の防犯と安全対策についてです。

全国的にも通り魔または不審者等が通行人に刃物等で危害を加えるというような事件が

多く発生している中で、この太子町においても小・中学校の連絡メールまたはひょうご防犯ネットからのメール配信等で声かけ、後追い、痴漢等の不審者情報が保護者にメール配信され、注意喚起をしている現状がありますが、学校の通学路においても保護者からは心配の声が多々ございます。

1番、この不審者情報等を配信した後、特に女の子の子供を持つ保護者においては、その近くに子供が外出してるときなどかなり不安になるという声をよく聞きます。メール配信後の関係機関との連携、またその後の対応はどうなってるのか伺います。

2番目、東中学校へ上っていく東側の坂道のところ、今は樹木が多く、夜間照明を遮断して、不審者が隠れたりもしている、わからない場合があります、特に副町長お膝元の沼田自治会から上がっていく竹林等の坂道は周囲から死角になっていて、通学路において大変危険な場所であり、防犯カメラ等の設置を含めた早急な対応が必要と考えますが、当局の対応はどうかを伺います。

3番目、小・中学校の通学路になっているところで住民から死角になって危険なところ、車の往来や河川付近で交通安全面において危険な箇所をどれだけ把握され、どう対応されようとしているのか、この3点伺います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 先ほどの質問に對しましてお答えをさせていただきます。

まず1点目なんですが、先般の人気アイドルメンバーが傷つけられた事件等、昨今の社会情勢を踏まえますと、不審者に対する保護者の御心配は小さなものではないと感じております。

学校メール等の配信利用につきましては、地域で発生している不審者情報を早期に知り、子供を犯罪から守るために活用することを目的としており、配信後は警察や育成センターへの連絡、小・中学校間での連携を行い、緊急性や重大性を考慮して、教職員が巡回するなど、情報の周知や子供たちの安全確

保に努めております。

なお、平時におきましては、青色回転灯を装備した車両によるパトロール、いわゆる青パトを、生徒・児童の下校時間に合わせて、教育委員会等の職員が交代で行い、犯罪や事故を未然に防ぐための取り組みを行っているところでございます。

2点目なんですが、太子東中学校の周辺地域と山々は隣接しており、御指摘のとおり、学校東側の坂道においても樹木が多く茂っております。そのような中、生徒の登下校の安全対策につきましては、教職員による巡回を行ったり、PTAの皆さんに下校時のパトロールを行っていただいたりしております。

沼田自治会から上がる坂道につきましても、道路を覆うような樹木や竹の状況であれば、関係機関と連携して対応したいと考えております。

なお、防犯灯の設置につきましては、設置箇所が学校敷地外であることや、カメラによる監視、画像の録画とその利用について、肖像権等の個人のプライバシーの観点などから、現段階での設置は難しいものと考えておりますが、今後においても引き続き、学校敷地内の防犯カメラ設置とあわせ、必要に応じ検討していきたいと考えております。

3点目ですが、危険箇所の把握につきましては、各学校の教職員による定期的な確認やPTAの皆様による危険箇所の点検活動などにより把握しております。

また、対応でございますが、安全マップの保護者への配付や地域の皆様の見守り活動、PTAの皆様の巡回などで対応しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 いろいろと答弁いただきましてありがとうございます。

ひょうご防犯ネットや、いろいろと学校からメールが配信された後、関係機関等々も連絡回ると思うんですが、保護者は配信された後に、この場所にはこんな不審者が声をかけ

て立ち去ったとか、そういったいろいろな事例があるかと思うんですが、その内容について、その先、メールが配信された後、それはどうなっていくかと。そこに知り合いの方がおられたり、自分の子供さんが近くにいるんやというようなことで御心配になることが往々にしてあるんです。その後のことは、警察関係機関によってちゃんと報告されたら、こうなりましたよと、今こういったところにあるというような情報もおいおい欲しいんですが、件数もいろいろといっぱい入ってくるんで、そんなことの把握というのは難しいかと思うんですが、その辺の配信した後のフォローというのは今どういうふうになってるんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） メールが配信されますと、メール登録をされてる方につきましては、その情報等はすぐに入るようになっております。その後どういった処置をされてるかということにつきましては、警察等からは今のところその情報については入ってきてはおりませんけれども、実際に不審者等がその場におるということになりますと、やはり警察あるいは学校等からの連絡というものはすぐ教育委員会のほうにも入ってくるようになっておりますけれども、そういうことも踏まえて、今後の情報については十分情報確認はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 とりあえず、その後のフォローが今のところは多分余りされていないだろうと。配信はするけども、後は皆さんで気づけてくださいというようなことに今現状でなってると思うんです。

太子町の総合計画の中にも、町内で発生した情報等を広報紙等、またそれを積極的に提供すると言われてはいますが、見ている限り、さまざまな不審者情報が配信されているんですが、そういった内容のものが、その後の経

過含めて、積極的に提供されると言われるんやけど、提供されておらないけども、その辺についてはどうですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） そういった情報の提供といいますか、それについては今のところ各地域といいますか、そういうところには情報の提供はしておりません。今後においては十分検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 先ほどもちょっと太子町の総合計画の話もしましたが、総合計画の70ページに犯罪を未然に防ぐ備えとあって、基本構想にも現状と課題ということで、子供を狙った凶悪犯罪が全国的に頻発しているとあって、本町は新旧の住民が混在しているので、その不審者を確認しにくいということで、いろいろと書かれていて、逆に先ほどもプライバシーの話、防犯カメラの話もされてましたが、やっぱりそういうことを一つ一つ潰していきながら、ポイントポイントで防犯カメラの設置。逆に、混在してわからないんであれば、そういったプライバシーの侵害に該当しないようなところにつけてもいいんじゃないかと思いますが、その辺についていかがですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 防犯カメラを設置する趣旨といいますか、そういうカメラの設置については、やはり防犯上必要というところでございますので、人が通るところに設置するということになりますので、そういったところになりますと、やはり個人のプライバシーというのがどうしてもかかわってくるところでございますので、それ以外のところがどこにあるのかなというのはちょっと私もわかりませんが、そういったところで、プライバシーの観点から、今の現在の段階では難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 何度も同じような質問繰り返しますが、この太子町の基本計画にも犯罪を防ぐまちなみづくりということで、地域と連携しつつ防犯灯、またその防犯施設の設置と充実、またそれを推進するとあるんですが、これ今まで何を推進してきて設置したのかということをお答え願えますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 通学路なんかであれば、その道路そのもの、その中で暗いということであれば、自治会からの要望であって、今までも防犯灯を設置しておるところでございます。それから、交差点等におきましては、危険ということが判断されれば、道路関係のところカーブミラーをつけていたり、そういったところに対応しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今、防犯灯の設置とか、それは晩の暗いとか、それも可能なんでしょうけども、あと基本計画の中にも公共施設の整備については、先ほどもお話ありました、「周囲の視線を遮らないような適切な空間配置を図ることによって物理的には死角を解消し、犯罪の未然防止に努める」とありますが、これも同じような質問になりますが、これどんな今まで死角を解消してきたんでしょうか。その辺についてもお伺いします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 建物の視界という質問かなと思うんですが、やはり建物の死角の解消といいますのは、個々の建物あるいは公共施設においては、そういった視界にならないような配慮もされてると思います。個々の建物であれば、それは個人の財産でございますので、そういったところについては、仮に視界ということになりますと、その中で視界が妨げられないような工夫を配慮していただくような状況のところ、そういった交通安全施設等を立てていく、そういった

ことを対応としてやっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 今、各自治会で組織されてる、小学校登下校時に、まちづくり防犯グループ、大体老人会の方がやっていただいて、登下校時に見回りをされて、大変尽力をいただいておりますが、そういった時間帯はもう限られた時間で、その方々がやっていただいていることなんやけど、そういった時間に不審者は、出ておってやから、そこには必然的にいつも同じ場所におってやから、そこになんかおるわけないんやけど。こういった方々にも、いわゆる先ほど言った、ひょうご防犯ネットとか防犯メールというのを多分持っておられる方はわかってんかどうかわかりませんけども、これらの方々にも防犯ネットのメール配信とかというのを推奨して持っておられることはないんですか。その方々がわかってないと、近くにおるのにそんな人が行ってもわからないということがあるんですけども、この辺の方々に対する情報提供というのはされとんですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 防犯ネットにつきましては、県のほうで今ネット配信をしています。ですから、警察からの情報があれば防犯ネットのほうにそういった不審者の情報は入るようにはなっております。ですから、学校からそういった配信というのはしていません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 せっかくやられているんですから、そういった方々にもこういったこと配信されてますということももっともっと周知してもらいたいのもあるんですけども。その基本計画の中にもこういった活動に対して支援していくというふうな文言もあるんですけども、これどんな支援をしていかれるつもりでおるんかということを答弁願います。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） その支援なんです
が、実際に自治会等でそういった危険な箇所、あるいは防犯上よろしくないところについての、言えば冒頭に申し上げたような防犯灯とか、そういった施設を設置するに当たっての補助というのは考えられるものではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） ちょっと余り話が進まないんですけど。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 進めとうで。進めてますよ、話は。

それと、子ども110番の家、旗掲げて、皆さん御自宅とか店舗をお願いしてされているんですけども、この中にも子ども110番の家の充実ということで、店舗や家に旗を掲げて、子供の駆け込み寺ですか、そういったことに対して、駆け込んでいくというようなことでやっておられると思うんですけども、これ年間そういったことはどれだけあるのかということ把握されてますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 申しわけないんですが、ちょっと把握はしておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 結構、その基本計画の中にこういったことをやってるという中で、どういふことで駆け込んできたんかとかというのを把握、見てないというのも何かおかしい、あるような気がするんや。だから、直近では何かあったと、そういうことで駆け込んできたというような、だから連携が何もされていないかなあ。その話をどこへ持っていくというのもないかなあと思うて。だから、そのシステムがあるけど、その機能がどんだけ児童にも周知してあって、こういうときはこの旗のどこに行けよとかということは、これは周知されとんですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） それにつきまして

は、学校の中で何か登下校のときに不審者があってというときにつきましては、子ども110番の旗を掲げてるところに逃げ込んで、そういった救いですか、そういう逃げ込んで救いを求めるということについては、学校などでの教育の中で周知はしていると考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 一般の家では掲げてあるところをたくさんお見受けしますが、実際一般の家は今鍵閉めとんです。ピンポン鳴らしても出てこないお宅ってのは結構あって、それが昼の時間であつたりすると余計に外出されてると。もちろん店舗等では常日ごろあいてるというような状況もあって。定休日はまたのけて、別ですけども。だから、こういうこと、旗はあるけど閉まってる、こんなときどうするんやというようなことになってくるんやけど、これについては何かわかっとつてのことありますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 子ども110番を掲げていただいているおうちにつきましては、やはり逃げ込みやすい、やすいというんか、子供たちが安全に避難できるような場所ということでお願いをしているところでございますので、何かの事情によりましておうちが閉まってるということはあるかもしれませんが、普通に考えますと、そういった子供たちの安全確保のために皆さん協力していただいているところでございますので、本来であれば逃げ込みやすいおうちなり店舗というふうに私どもは考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 そのとき、おらへんかったときの対応を私は今質問しとんですけど、余り宗野次長いじめても僕はどうかと思うたりもするんやけど、これ全体的なことなんで。教育部局だけやなしに、全体を通しての僕は質問したつもりなんやけど、この学校と

いうことがあるから教育部局なんかだと今ふうに思ひよんやけど。でも、やっぱりそういったことも周知していかないと、そのとき、いや、家行ったんやけど閉まっとったんやと、次のこと聞いてないからという話になったり。店の場合は、うち店してることもあって、小学生が何回か来ました。それはトイレ貸してということで。ということで、そういったことやったら安堵するなというようなことで、よくあるんですけども。ただ、そういったことが、実際に駆け込みすることがどこで何件あったんかとかということもやっぱり知っておきたかったということもあるんで、またその辺のところもひとつ一考していただきたいなというふうにも思います。

それと、最近SNSという言葉で、ソーシャルネットワークサービスですか、そういうことで、そういったものを利用した防犯システムというのがあるような話を聞いたんですけども、その辺については何か御存じなことがありますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） まことに申しわけございません。勉強不足で申しわけございません。ちょっと承知しておりません。済いません。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 私もそんなに詳しくありませんが、最近公的機関では、警察とか役場、これは災害とかにもいろいろと利用されるらしいんですけども、ツイッターでそういったものを住民にフォロワーになっていただいて、その辺から画像とかいろんなものを、不審者とかの写真を撮ってもらって、それを皆さんにフォロワーになっていただいて情報を収集していくという、そのタイムリーな情報がいろいろと犯人逮捕とかに役立てるということで私も聞いたんですけども、その辺のことも少し勉強していただいて、何か一つでも役に立てていただきたいなというふうに思うんですが、その辺のことまた今後どうされるのかだけ答弁願えますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 今後、私も十分勉強させていただいて、そのソーシャルネットワークですか、それにつきまして十分活用できるのであれば、そういった方向で検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 一番最初のちょっと話に戻るんですけども、東中学校のところで、龍田のほうから上ってくる長い坂道のところなんかも、当然冬になると早く暗くなって、部活動絡みの方が帰るのも少し怖いなど。まして、その一番下の自転車置き場のところですか、たもとの、あそこなんかについてもやっぱり不審者がおりそうな感じのところで、龍田の方向行けばもっと田舎ですから、そらももっとも危険なところあるんでしょうが、やっぱりそういった、どちらかというと下校時に狙われるのは学校に近いところから狙われてのことが往々にしてあるそうなので、そういったところもあることに関しても、先ほども少しお話ありましたけども、このようなところも今後どのような対応をとっていくのかということ、お考えがあればお答え願えますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 中学校からおりるところですが、やはりクラブ活動などをしていますと下校時が遅いというところで、そういったところの時間帯になりますと、どうしてもやっぱり今議員がおっしゃられるような不安は当然出てくるかと思います。そういった中では、やはり学校の職員なりがそういった注意をしながら、子供たちの下校時に対する安全確保というものは当然職員として十分考えていかなければならないというふうに思っておりますので、その点については学校とも十分協議して対応していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） ちょっとつけ加えさせていただきます。

部活の終了時間等は夏と冬と若干違いまして、部活終了時間と完全下校時間というふうに学校側は分けております。終了時間は徹底して守り、そして完全下校は生徒指導担当が完全下校を見送ると。どうしても生徒の所用がありまして残す場合は、その担当教師が送っていくなり、また多い場合は保護者が迎えに来ていただく等の処置はしてるところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 そのズレに関しては申しわけなかったです。私も今知っていて、うかつに暗いからと言ってしまいまして。暗くあろうがなかろうが、もう連れ去り事件というのは当然そんな早い時間にも起こることであって、私も今ちょっと違ったなというふうには思っておるんですけども。どちらにしても、先ほど来もいろいろプライバシーの話されました。こういうところにも、坂なんですから、誰にプライバシーもあるわけでもないんで、こういったそういうところにも防犯カメラの必要性は私はやっぱり要るんだなというふうに思っています。

それと、先ほども言いましたが、沼田の自治会から上がっていく、東側から上がっていくほうのところなんです、竹とか雑木がいっぱい生えてて、またカーブになってますから、ちょっと見通しもきかなくて、日中でも薄暗いところもあるんですけども、当然生徒からも保護者からもあの辺ちょっと気味悪いなというような話もう前々から聞いてました。冬になると、もうやっぱり日落ちも早いですし、下校時間の調整もあって、そんなことはなかろうというふうな話もあるんですけども、やっぱり、できることであれば、太子町の土地、山でもないんですから、地主に相談もしていただいて、まずそういった少しでも雑木を排除していくような形をとって、そんなことを嫌やというような地主さ

んおってないと思うんですけど、一応そういうことで相談もしていただいて、先ほども答弁もいただきましたが、ここについてもやはり防犯カメラというのも周囲の家が映らないようにだけしていただくというのもひとつ一考せなあかんということもあるんですが、その辺についてもう一回、今後の対応だけお願いできますか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 先ほど来から防犯カメラのことも御質問されておられますが、今の時代でいきますと、やはり個人のプライバシーというのは一番重要なところでございますので、そういったところについて、また校外ですので、町道でございますので、一般道ということで、やはり隣接の地域の自治会ともよく協議しながら、その辺のところも踏まえて十分検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 次長のほうも、先ほども、危険な箇所とか、いろんなところは学校で把握されていると言うんですけども、実際にその重立ったところで、ここは非常に危ないんだろうなというところ御存じですか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 危ないところといいますと、一般的にはやっぱり道路が狭くて見通しの悪い、そして交差点なんかが十分考えられるところでございまして、特にこういったところというのはないんですが、全般的にそういったところが危ないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 余り具体的には何か御存じないような気がしますけども。太子町内、大体そういった山とかがあったりするところというのは、斑鳩地区、石海地区は余りないようなところなんで、太田地区、龍田地区というような形になってしまうんで。龍田地区で

も東中学校とか龍田小学校の校区になってくる、広坂のほうですか。あそこからですと、
(株)三洋工事さんがあるところから北へ上がっていく道があるかと思うんですけども、途中にもバイパスの高架下があったり、いろいろと痴漢に注意とかというような立て看板もあるんですけど、いつもあそこ何かおるんやろなあとかみたいな気がしてもうしょうがないんですけども、街灯も少ないですし、中学生になると余り怖くないのかなと思うたりもするが、小学校の子ら、あそこ、信号行くまでも結構距離長いですし、そこから、その信号からまた北へ上がる道、もう結構距離があるんで、あの辺も本当に防犯カメラ等、少しでも映るところがあれば、何かあったときに関してだけでもというふうに思うんですが、この辺についてもいかがですか。何か実体験でも、次長の知っとしての範囲で答えれば。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 今言われてるところでいきますと、私が生活環境課に在職しておるときに地域からの要望によりまして、あそこに防犯灯を増やしたという経緯はございます。その中で、ある程度の視野は確保できるかなあというふうに思っております。そういう意味で、防犯カメラについても、その辺のところは検討していかなければならないというふうには感じておりますが、今すぐそういった防犯カメラが必要ということは、今のところは考えておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 やはり何か起こってからでは遅いんです。この話、私少し前から考えてたんですが、きのうでもいきなりニュース入ってきましたけども、栃木県の小学1年生の誘拐事件、これ本当に、私がこれを大分前に未解決事件としてちょっと気にしてたときに、この太子町でもというような形を思うたときにこの話を思い出したんで、言いますけども……。

○議長（橋本恭子） ちょっと、もうこの通告の内容で。

○井川芳昭議員 いや、してますけど。

○議長（橋本恭子） お願いします。

○井川芳昭議員 そういうことで、友達と別れて下校途中、見通しの悪いところで、それも学校から700メートルほどしか離れてないところで誘拐されて、その後御遺体となって発見されてという形で、大変不幸なことやと思うんですけども。それも8年間、今まで近所の方、PTAの方が交代で立ち番されたり、あその現場近くにある雑木を処理して、防犯カメラがついて、照明器具がついて、ずっと8年間そういった警備をされてきたということで。校長先生の話もあって、もう非常につらかったというような話もあって。たまたまこれ別の事件で逮捕されたことの自供であっただけで、マークはしていたらしいですけども、余罪追及の中で、自白でこういった逮捕に至ったということなんで、やはりそういったことを未然に防ぐためには早い対応が要ろうかと思うんです。プライバシーが先に立って、なかなかそういった防犯カメラの設置には至らない面があるかと思うんですけども、もうそういう時代なんやということもあって、当然都心部では防犯カメラの設置によっていろいろな事件が解決されて、タクシーでもドライブレコーダーつけて走り回ってるような時代ですから、いろんな意味で、そういった解決につながるということで、いいと思うんです。この茨城の事件でも最終的には防犯カメラのことが決定的な証拠になって捕まったということもあるんで、本当に私、先ほども、費用面で言われてるのか、プライバシーの面で強く言われてるのかわかりませんが、今の庁舎にしてもそうです。そんだけお金をかけることがあるらしたら、地域住民はこういったことにお金をかけても少しも怒らへんと思うんや、保護者含めて。だから、本当に、プライバシー、プライバシーと言われますが、再度の話になりますけども、防犯カメラやはりつけにくいでしょうか。答弁お

願います。

○議長（橋本恭子） 簡潔明快に、大体もう答えが出てますので、井川議員、この辺で。たびたび次長が答弁してるので、やはりちょっと結論は出てるような感じやと思うので、最終的にもう願います。

○井川芳昭議員 何や、何が最終的に。

○議長（橋本恭子） ほなら、次長、答弁していただいて。

○教育次長（宗野祐幸） 先ほど来から答弁しているように、防犯カメラについては今のところ難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 町長も怒られますけども、こんだけ言うて普通なんです、僕は。

（町長北川嘉明「そんな失礼な言い方したらあかんて。一般質問は何かいうことよう考えて質問して……」の声あり）

僕、何げなく、余り見ない太子町総合計画ちょっと目を通したんです。ただ、そういうことは書いてありました。でも……。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後 1 時40分）

（再開 午後 1 時40分）

○議長（橋本恭子） 再開します。

○井川芳昭議員 そんなに時間かかっとうつもりはないんです、ゆっくりしゃべってるだけで。

この太子町総合計画に沿って、計画にもありますけども、いろいろと学校と、また警察も連携していただいて、次長の答弁非常に残念なこともあったんですけども、危険だと判断するについてはプライバシーの侵害にならないように、また住民の理解を得て防犯カメラを設置していくことが悲惨な犯罪被害者を生まないための大きな政策だと思います。ほかから見てよいことだと思われなくてもかもしれませんが、それによって、それが抑止力になって、子供たちや地域住民が不審者等から守られれば、それはそれでよいことであります

ので、防犯カメラについてはぜひとも導入の方向で対応していきたいというふうに思います。

同じことで何回も申しわけなかったと思いますが、これについては一般質問終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で井川芳昭議員の一般質問は終わりました。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、質問をいたします。

1、町は放置されたままの空き家対策を行うべきでは。

空き家の中で全く管理されないで放置されたままの場合、生活環境や防犯等さまざまな問題を引き起こすことがあります。町内を回ってみますと、本町でも人の住んでいない家を多く目にします。もとより空き家の適正な管理は所有者等の責任ですが、放置された場合、建物その他の工作物の倒壊もしくは破損等により、または建築資材等の飛散により人の生命等に被害を及ぼすおそれ、不特定者が侵入するなどにより火災または犯罪が誘発されるおそれ、樹木または雑草の繁茂などにより周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれが生じるなどの問題が生じます。このため、放置されたままの空き家がある場合、それに対して対策を行うことは自治体が新たな対応を迫られている課題であると私は考えております。

そこで、(1)町内の空き家の数を町は把握しているか。その数は。そのうち放置されたままの空き家の数を町は把握しているか。その数は。

(2)空き家対策の条例を制定すべきではないか。その考えは。

(3)条例を制定しない場合、所有者等の財産権と空き家周辺の環境保全をどう調整していこうと町は考えているか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

（吉田日出夫議員「議長、これ同じ質問ちゃうの」の声あり）

いや、質問でも聞き方がちょっと違って、
答弁が違う……

（吉田日出夫議員「聞き方が違おうが
なかろうが中身は同じちゃうの」の声
あり）

いやいや、本人に……

（吉田日出夫議員「先ほどから井川議
員に言ってるのと意味からいうたら同
じ内容やないの」の声あり）

いやいや、もうそれは答弁しますので、ち
よっと待ってください。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 首藤議員の質
問にお答えしたとおりで、町内には約280の
空き家を確認しております。その詳細な内容
については把握をしておりません。ですか
ら、自治会を通じてアンケート等により管理
状況の実態調査をしたいというふうに考えて
おります。

2番目の条例の制定についてですけれど
も、これについても首藤議員の質問に回答さ
せていただいたとおり、兵庫県においては各
市町で構成した協議会を設立し、県の空き家
対策ガイドラインを作成しました。

町内には現在280の空き家を確認してお
り、アンケート調査等により実態調査を行
い、現状の把握と課題の抽出を行い、地域の
実情に沿った条例制定の検討を進めてまいり
たいと考えております。

3番目、条例を制定しない場合、所有者等
の財産権と空き家周辺の環境保全をどう調整
していこうと町は考えているかということど
うでございますけれども、空き家対策につきま
しては、老朽化の進みぐあいや、その対応はさ
まざまでありまして、空き家問題の深刻さも地
域により違うのが実情であります。それぞれの
状況に合わせて条例の必要性や内容を判断
していく必要があると考えております。

また、県内でも協議会を設立してガイドラ
インの策定を行ってききましたが、条例の内容
や取り組みはばらついており、国による統一
的な対応が望ましいとする意見が出ている状

況でございます。

本町としましては、個人の財産権の侵害の
おそれのある代執行による空き家の撤去は行
政機関のとり最終手段であると考えており、
まずは現状把握のために実態調査を行い、建
築基準法第8条で定める「建築物の所有者、
管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構
造及び建築設備を常時適法な状態に維持する
よう努めなければならない。」の努力義務を
もとに、兵庫県まちづくり建築課と共同で空
き家の所有者等に適切な管理を促しながら、
今後は環境、防犯、景観など地域の問題とな
る状況を見きわめながら方策の検討を進めて
まいります。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この問題は今全国的にも問
題になってきていて、条例を定められた団体
もあって、今どんどん全国的に条例制定が増
えてきてるのですけれども、本町において
は、これまでこういう苦情は、これも団体に
よって課がどうもまちまちな現状もあるら
しいんですが、本町の場合は、こういう苦情は
何課が担当されて、そして今までどうい
うような苦情があって、どのように対応され
たとか、そういうのはどのようになってきて
おりますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、生活環
境の面で草とかが繁茂して困るとかというよ
うな場合には、これ生活環境課のほうに苦情
といいますか、そういう自治会からの要請が
あって、町のほうとして所有者を確認し、連
絡をとったことによって改善されたというケ
ースもございますし、また逆にといいます
か、建築に関係するような関係であります
と、例えば瓦が落ちてきて危ないとか、そ
ういった場合には街づくり課のほうで所有者
に対してそういう危険な状態であるというこ
とをお知らせして改善したというようなこと
がございまして、幾らかのそういう苦情とい
いますか通報はありますけれども、所有者にそ

ういう改善のお願いをしたところ、ほとんどが改善されているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そうでありますと、そうやって所有者に言うとはほとんどが改善してることであれば、これ実際問題私は条例を制定すべきではないですかとこう書いてるんですが、これしたからといっても実際問題限界があるわけです。それで、しないと、午前中の同僚議員の質問ではありませんが、国では空き家再生等推進事業とかメニューもあったりするわけですが、しないと、条例がなかったら、太子町としてもそれを利用できないという部分があって、そういう面もあって、ちょっと、なんですが。でも、したからといって、所有者が万一、ほとんどの場合は見つかると思うんですが、所有者がわからないというような場合、土地を貸していて誰かが建てて、もう本当にどこへ行ってしまったかわからないとか、そういうようなことがないのかというのがちょっと心配になります。といいますのは、自治会さんをお願いしていろいろ調べた場合、町内歩いていて一回言われたことは、あそこの家、あそこがって言われて、ああ、あそこがどうなんですか、所有者さんはどなたなんですかとかいろいろ話してたんですけども。それはその方がたまたま御存じなかったのかもしれませんが、もしかしたら所有者さんが——地元におられないケースが多いとは恐らく思いますけども——わからないかというようなことがあった場合に、どのように、条例が仮にできても対処されるのか、その辺難しいところあると思うんです。だから、これできたからといって全部解決できるわけじゃない。できたからといって、仮に代執行までやったとしてもお金いただけると100%保証あるわけじゃないし、そういったこと、要は必ずしも条例なくても今までやってきたこときちっとやれば同じようなことに多分なると思うんですけど

も、だけど条例つくらないと国、県のいただける部分をもらえないという部分あると思うんですが、その辺はどのように今後、まず本当に建物の所有者全員わかるのか。わからない場合どうされるのか。それから、私は条例あるべきだと言ってますが、必ずしも条例があるなしでなくて、きちっとどこまでやれるかどうかということが問題だと思うんですが、今後どのように進められようとしているか、もし、もしというか、その点について御意見いただけますか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然、今条例がない状態でございますので、町からの行政指導というような形になっております。ですから、極端に言えば強制力があるわけではございません。当然、その管理者の義務として、ちゃんと家屋を管理してほしいという旨お伝えすることしかできません。

ただ、今おっしゃってたように所有者がわからないというのは、これ個人情報の関係もありまして、町のほうでは税の情報等から確認することも可能なんですけれども、一般の方についてはなかなかそういうところまで及びませんので、所有者がわからないというようなことはあります。その場合は町から直接所有者にお話をして、手紙なり、あとは連絡がつくようであれば電話などで照会をかけて、こういう状態ですよということで改善のお願いをしておりますが、当然、例えば相続人が複数おられて、どなたが管理しているのかわからないであるとか、所有者がもう全然本当にわからなくなるというような状況もございますので、今後は人口も減っていく上で空き家の数は増えていくと考えられますので、その時期に応じまして条例については制定したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 そういう所有者が最終的に特定できない部分、本当に大変だと思いますが、行政がやはり権限を持ってやるためには

条例は必要だと思いますので、今後御検討いただきたいと思います。

1点、今部長のほうから、町のほうでは貸した相手、土地を貸した相手方の建物の所有者がわかるんだと言われたんですが、ちょっとこの情報が正しいかどうかわからないんですが、ある資料ではそういうものも地方税法の22条が規定する守秘義務があつて、この文章には市役所で書いてありますけど、市役所内部であつても入手は一般に困難と考えられてると書かれています。私、今これを詰めようとしてるんでなくて、もしかしたら役場内部でも聞いてはいけない部分があるのかなというのは、ちょっとその辺難しいところもあると思うんですが。ですから、役場の中でも難しいところがあるかなあと思って、これを調べてて思った次第です。今後、抜かりないように。だから、そういうことのためにも条例が、対応できるように条例が必要なかなと思った次第です。ぜひとも十分御検討いただきたいということをお願いしておきます。

では、次に行きます。

2、町が始めた本町元職員の再雇用の職務の実態と勤務態度は。

本町は本年4月から、60歳を超える退職職員の再雇用を行っています。時代の流れから、このこと自体に反対するものではありませんし、また、もうこれも国のほうで決まってるわけですので、再雇用職員がその能力を十分発揮できるよう雇用主は努めているかということをお尋ねしたいと思います。

(1)再雇用職員の数、配置先、職務の内容は、勤務態度は。

(2)これら再雇用職員が来年も職を与えられるポジションはどの程度存在するか。これは、今お尋ねしてるのは、法的には順次移行していく流れであります、というよりも、そういう職が、そういうところがどの程度あるのかなと、どういうふうにお考えなのかということをお尋ねしております。新規採用職員や在籍職員の兼ね合いから、再雇用職員

の運用をどのように図っていくかについて、今後5年間くらいでどのように進めたいと考えているか。長期的に聞くと多分難しいと思ったので、ここ5年ぐらいというふうに聞いております。

(3)再雇用職員が生きがいを持って働けるよう、どのように手だてを講じているか、講じてないか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、再任用職員の数、配置先等についてお答え申し上げます。

まず最初に、再任用職員は、今年度においては5名の職員を雇用しております。配置先につきましては、街づくり課、体育館、南総合センター、龍田公民館、そして社会福祉協議会への派遣で、職務内容は、配置先における一担当者として、スタッフアドバイザー的な業務を行っております。

また、勤務態度につきましては、管理職として定年退職をし、再任用職員となった者についても主事級、2級職として勤務しており、経験や知識を生かしながら、自分の置かれた立場、職場環境等理解して、一担当職員という心構えのもとに仕事に当たっております。

次に、再任用ポジションの関係でございますけれども、来年度の再任用職員のポジションについてですが、平成26年度の退職者が6名、平成26年度の再任用者が5名おられます。御承知のとおり再任用の条件につきましては、定年退職者等がいわゆる分限免職とか、また欠格事項に該当せず、再任用を希望すれば再任用する方針となります。

また、任期の更新については、再任用職員の活用、また年金との接続の観点から、それぞれその時点において決定してまいりたいと思っております。

新規採用職員や在職職員との兼ね合いから、再任用職員についての配置でございますが、今年度において現在の定員管理計画は最終年度となりますが、各所属からの必要職員

数報告値をもとに、今年度の事務量の推移を見きわめながら、再任用職員の配置を外部施設や本庁内の配置についても検討した上で、次期定員管理計画を策定したいと思います。

また、再任用配置を含めた運用についても、導入初年度でございますので、近隣市町の動向等を参考にしながら、効果的な活用を図りたいと思っております。

次は、再任用職員が生きがいを持って働けるようにできる手だてとしましては、先ほども説明させていただきましたが、再任用職員につきましては、勤務する心構えとして、長い勤務の中で培われた経験や知識を生かすこと、また職場環境を理解して、他の職員のアドバイザー的なスタッフ職でのサポートをしていただくことが職場での大きな役割と考えております。

また、再任用職員についても人事評価を実施しており、勤務の遂行に当たり目標を明確にして、その達成に向けて取り組むことなど、職員一人一人の勤務意欲向上及び人材の育成を図っております。この評価の過程において、評価者と被評価者の間のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務の改善等にも寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 私は、再任用で働いてくださってる方みんな一生懸命やってくれてると思いますし、やってくれると思ってますし、今部長がお答えになったように、いろいろなことを理解した上で、自分の置かれた立場できちっと仕事をされるものと信じておりますが、ぶちあけた話、とても心配なのは、これは希望されたら受け入れなきゃいけないわけですから、これから、ちょっと今お答えにくいから、そういう答えになるかもしれませんが、ここ5年ぐらいで具体的にどうなるのかと。状況見ながらというようなことだったんかもしれないんですが。実際問題は、どういう仕事をやっていただいて、また新規採用の

方どれぐらいとって、あるいはまた残っている40代、50代とかの人たちも一生懸命仕事をやっていただかなきゃいけないし、しかし、かつて上司だった方がおられると、こういう状況なので、本当にやっていくのは、否定的な意味とか批判的に言うてるんじゃないくて、難しいと思うんです、ぶちあけた話。これをもう受け入れなきゃいけないということ決まってるんですから、それをぜひとも今後、これは今後の課題でありますので、ここ数年はまだいいかもしれませんが、もっと長期になると大変なことになるので、もう職員が在籍してるときから、職員はもちろんお考えになって、もう50代になったら仕事されていくと思います、今後どういうふうにするのがいいのか。そして、残っている者、また再雇用された方も十分仕事に能力を発揮していただけるように今後ともお考えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして3点目ですが、子ども子育て会議の進捗状況をお尋ねいたします。

本町の子ども子育てについて。

(1)子ども子育て会議の進捗状況は。

(2)最終答申に向けてのまとめがなされていくところであると思います。会議の答申は出てきたときに見させていただくとしまして、先のアンケート結果から出てきている問題点について町自身はどう把握しているか、お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） お答えをいたします。

太子町子ども・子育て会議の進捗状況でございますが、第2回太子町子ども・子育て会議を5月2日に開催いたしまして、アンケート集計結果を踏まえ、本町における今後の保育、幼児教育についてのニーズ、住民意見などを説明いたしました。

また、アンケートの集計結果からの計画策定に向けた具体的なニーズ量の見込み方法についての御意見等もいただいております。

今後は、6月から毎月開催いたしまして、事業ごとの個々の検討に移り、将来に必要な事業の絞り込み並びにその整備方法につきましても計画化しまして、9月をめどに子ども・子育て支援事業計画の原案をまとめていただきたいと考えております。

2番目でございますが、アンケート集計の結果から、共働き家庭の増加、また就労形態の多様化が顕著に見られております。それに伴いまして、保育所定員の増員、延長保育の実施、また病児病後児保育の実施、一次預かりの充実など、利用者の生活実態に応じた多様な選択が可能な環境づくりが必要と受けとめております。

今後の子ども・子育て会議において、これらを踏まえて検討していただき、実現可能な事業から子ども・子育て支援事業計画に反映できればと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 答申が出ていない段階でお答えにくいかもしれませんが、ただ、その最終のものが出てくる前に、来年度の募集を担当課はもうこの秋にはされると思うんですけれども、今部長がお答えになった定員を増やすとか多様な選択肢を設けたいというようなことについては、もう来年の募集からも幾らかは、例えば定員を幾らか増やそうとか、あるいは選択肢の中のこれを入れてみようとか、そういうようなことで、最終的なこと言えなかったら言えないでもいいですが、そのような方向でやられるかどうか、言える範囲でお答えをお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 当然、答申の結果を踏まえての話となるわけでございますが、現在では先ほど申しましたような個々の事業が少し見えてきているような状況でございます。ただ、ソフト事業、ハード事業、いろいろございますので、当然来年度から取り組める事業については計画の中に反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 わかりました。

今は定員等を増やしていきなさいいけない時代であります、将来的には子供が十分集まらない時代も来るかもしれません。そういったことにも対応できるよう十分考えていただいて、これを、いい答申をまとめていただくよう、担当部長としての善処を求めておきたいと思います。

4点目に行きます。

教育委員会は自身で改革できる面はあると考えているか。昨今、教育委員会のあり方が議論されることも多い。

(1)教育委員会自体及び本町の教育を見て、現状において改革できる側面はあるか。それとも、改革すべき側面はないと考えておられるか。

(2)委員会自体及び本町の教育を見て、長期的な視点から、教育委員会自体もしくは本町の教育を改革していけそうに思う点はあるかないか、お尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。反省し、直そうとするから改善があつて、進歩があると思います。当町の教育においても日々行動、反省、改善を常に心がけて行っておりますので、改革、改善すべき側面がないわけではございません。しかし、今直ちに改革しなければふぐあいが出るものがあるという意味においては、今のところ順調に業務が遂行できていると思っておりますので、改革すべき側面はないと考えております。

2番目の(2)の教育委員会自体及び本町の教育を見てという内容でございますが、現在国において教育委員会制度を見直す地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会で審議中でございます。この案が可決成立いたしましたら、その法に基づき本町の教育委員会制度を改正する必要があるものと認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 改革できる面、していく面はないというようなお答えだったかと思うんですが、立場上難しい、お答えになるのが難しいかもしれませんが、改革とか、問題とか、そういった言葉をどう捉えるかということなんですが、あるいは課題なら課題という言葉はどう捉えるかということなんですが、教育長ももちろんごらんになってるかと思いますが、現在の教育に関する主な課題というのが文部科学省のホームページを開くと出てるんですけど、いろんなことが書いてあります。こういった中で本町も、問題とか、改革というか、課題というかという言葉は別としまして、いろんな、こういうふうにもっとしていきたいという部分は当然おありになると思いますので、その点を十分もう一度教育部局また教育委員会でお考えいただいて、お仕事に邁進されるよう申しておいて、きょうは、これはここでやめます。

その次です。

5 番目ですが、本町小中学校ではグローバル化の推進に対応できる人材の育成の取り組み、郷土愛を育むための取り組み、道徳教育をどう推進しているかについてお尋ねします。

教育は、まちづくりの根幹である。教育長はよく「生きる力」を育てる教育をしたいと言われているんですが、その中で、現在 ICT の発達とグローバル化の進展に対応できる人材の育成が必要であると私は考えております。同時に、本町を愛する子供たちを増やしていくことも重要であると私は考えています。さらに、道徳心を子供たちに育む取り組みも必要であると考えております。いわばアイデンティティーをしっかりと持った太子町民の育成であります。このうち ICT を活用した情報教育の取り組みについては、福祉文教常任委員会が今年度の課題調査に上げておられることに鑑み、これを除いて、以下について本町小中学校での実践の様子と今後の取り組みをお伺いします。ICT を活用した情報教育の

取り組みについては、福祉文教常任委員会の今年度の調査に期待したいと思います。

(1) グローバル化の進展に対応できる人材の育成の取り組みの現状は。

(2) 郷土愛を育むための取り組みの現状は。

(3) 道徳を育むための取り組みの現状は。

(4) グローバル化の進展に対応できる人材の育成の今後の取り組み予定は。

(5) 郷土愛を育むための今後の取り組み予定は。

(6) 道徳を育むための今後の取り組みの予定は。お尋ねします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 6 点の御質問にお答えしたいと思います。この中で御質問の内容は、グローバル化と郷土愛、そして道徳というふうに 3 つに分けられまして、その取り組みの現状と今後の課題というふうに分けられた御質問の内容じゃなかろうかなと思います。

まず、グローバル化の現状と今後の取り組みについて答えさせていただきます。

グローバル化が進む社会において、子供たちが将来国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、みずから考え、意思を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成することに取り組んでいるところでございます。

具体的に申しますと、1、英語を初めとする外国語活動を充実しています。発達段階に応じて、外国語指導助手（ALT）と連携し、外国語を用いた触れ合いや対話、討論の機会を充実し、異なる国や文化の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めています。

2 番としまして、さまざまな場面での英語活動の充実を図っています。学校教育はもちろんのこと、社会教育でも今年度より土曜チャレンジ学習事業を実施する予定でございます。

2番としまして、郷土愛の取り組みの現状、また今後の予定というふうな御質問に答えさせていただきます。

国際社会で主体的に生きるために、自己によって立つ基盤となる伝統や文化についての理解を含め、それらを尊重しながら、豊かな文化の創造を図る態度を育てることが大切だと思っています。そのために、各教科や特別活動において、地域と連携し、郷土の歴史や伝統、文化に触れる機会を持つ取り組みを実施しています。

具体的には、副読本「わたしたちの太子町」を活用し、太子町の地理的環境や人々の生活の変化などについて学習し、地域社会に対する誇りや愛情を持ち、社会の一員としての自覚を持つ基礎を養うよう指導するとともに、今後は地域行事へ積極的参加に取り組みたいと思っております。

道徳教育については、平成14年度から道徳教育用教材の「心のノート」をもとに実施してまいりましたが、平成26年度から文部科学省において道徳教育の一層の充実に資するよう「心のノート」が全面改訂され、「私たちの道徳」が作成されました。この「私たちの道徳」をもとに兵庫県教育委員会が作成した道徳副読本「こころはばたく」、小学1年、2年生用です。「心きらめく」、小学校3、4年生用でございます。「心ときめく」、小学校5、6年生用でございます。「心かがやく」、中学校用でございます——を活用し、児童・生徒の発達段階に応じて、人権を尊重する意欲や態度を培うことを目指す人権教育と、生命、人格、人権の尊重や人間愛などが根底を貫く人間尊重の精神や、生命に対する畏敬の念、思いやりの心などの道徳性の育成を目指す道徳教育との関連を図りながら学習を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 最後に教育長が述べられた「心のノート」を改訂した「私たちの道徳」という教材、これ私もネットで検索できるの

で見ってみましたけど、本当によくできた教材だと思いましたが、ふとそのとき思ったんですけど、これにしても、ほかのものもなんですけど、いいものができてるんですが、実際どのように活用されてるのかなという。つまり、先生方が一生懸命やっておられないと今言ってるんでなくて、子供たちが小学校なら小学校でこういう教育を受けた、そして小学校、中学校、高校、大学と行く中に、年とりますと、その教材に書いてある、いいことでないような行動をいろいろとる。今、教育長は幼・小・中の担当でありますけど、そういう実態をいろいろ見るんです。いいこと書いてあるのになぜこんなことになるのかなというふうに、本当によく私は最近感じます。

ちょっと1つお尋ねするんですが、こういういいものを、先生方が一生懸命やっておられないと私言ってるんじゃないんですが、指導案をつくって、その指導案をもとに授業をお互い見合ったり、これをどの程度やっておられるかとか、その授業を実際に見なくても指導案をほかの先生方を見れるのかとか、そういったこと。初任研は、指導の教諭がついてますから、新任教諭に対してやってきておりますし、県の教育委員会のほうでも、例えば社のところに初任者を集めていろいろやってるのは存じてます。例えば授業の様子をビデオで撮って、そういうものを持ち寄って初任者同士が研修したりとか、こういうのは知っておるんですけれども、今の最近の状況として。そうでなくて、前からおられる先生方がこの指導案等をもとにほかの先生方のいい面、指導されてる中でいい面をどのように学習し合って、現場でされているか。されていないと言ってるんじゃないんですよ。それをなお一層やっていただきたいなという思いで今申してるんですが。その辺、教育長、どのような現状になってますか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） どの学校も研究授業というものがございまして、誰か、学校によ

っては、何名するかは年間行事等で決めていると思いますが、道徳教育もその中に入っております。学校によっては人数の差がありますので、学年で研修するところもあれば、全校で研修するところもございます。もちろん指導案を持って、その指導案の内容から、そして授業に移り、その授業の経緯から、板書から、とことん細かく研修し、次回の授業に生かしていく工夫は毎年どの学期もやっとなるわけでございます。そういうふうにして先生の資質の向上を図るための工夫はやっているとでございます。もし議員がよろしければ、オープンスクール、またはこの6月22日にある——東中でございます——揖龍での人権教育、そして秋にございます——西校区でございます——民推協の実践発表等々に御参加していただきまして、その人権の取り組みの成果を見ていただきましたらなあという思いでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 大ざっぱな行事、取り組みであったと思うんですが、何年もいる教員がほかの方の指導案等、実際の日ごろの授業の中で、日常の教育活動の中でどの程度見ておられるのかなということを聞いたつもりだったんです。1年間に例えば5人ぐらいほかの先生方のものを見て参考に、参考というて、取り入れるところもあるでしょうし、ないかもしれないんですが、それを聞いたかったんです。

もう一点は、私、子供のときから思い出してみても、参観日のときの授業、先生がされる授業がふだんと違ってた記憶もありますし、私恥ずかしいながら、自分が現場にいたときも、見られる授業とか、人前で、ほかの人に见せるとなると、もしかしたらいい格好してしまうかもしれないわけです、人間ですから。実際の教育活動はそういうことでなくて、成功もあれば失敗もある中で日々子供と接しているわけですから、その中で、よりよい、少しでもいい授業ができることが一番大

事だと思うんです。ですので、ちょっとしつこくて恐縮なんですけど、経験を積んだ先生方がほかの先生方の指導案、どういうふう to 指導されてるかというのは、大体でいいんですけど、1年間、複数回以上は見られるような状況で現場は取り組んでおられるんですか。それをちょっと確認させてください。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 多分、本人が授業するのは1回だと思いますが、そのほか、他の先生方の授業を見て、自分の授業に生かしていくというのは数回あると思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、先ほど教育長がいろいろお答えいただいた分、なお一層深めていただいて、きょうお尋ねした3点の事柄が一層進化したものとなるよう本町の教育がなることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

最後、6点目に行きますが、予算が限られた中、町は町民の協力を得ながら行政を進める必要がありますが、そのあり方をどう考えているかについてお尋ねをいたします。

予算が限られた中で行政を執行していかなければならない時代にあって、国や県自体がこれまでのような予算の使い方ではなくなってきた面があると考えます。

また、国や県に事業に該当する予算があっても、町負担分の捻出に市町村も頭をひねらせる必要があることも多いと思います。本町でも住民の皆様に協力をいただきながら行政を執行していくこと、どのような面で協力してもらうように進めるかが今後の重要な課題になって来ると私は考えます。

はやりの言葉で言えば協働ではありますが、わかりやすく町民にどういう点はやってもらえたらと町は考えているか。そのためにどう進めたいと考えているか、町の考え方を問います。

(1) 現在、町と町民が一緒に事業を分担して行っている事業の内容は。

(2)今後、町民にも事業分担してやっても
らいたい事業の内容は。

(3)町がこの問題を進めるに当たって町議
会議員に期待することがありましたらお尋ね
します。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、お答え
申し上げます。

まず、1点目の町と町民と一緒に事業を分
担している事業についてですけれども、7月
の河川清掃、また12月の全町クリーン作戦は
住民主体で実施していただいております。

また、従来から各自治会での水路清掃を実
施されています。

また、自治会での防犯パトロール、下校時
の子供の見守り活動等でも防犯、交通安全の
分野で協働していただいております。

ボランティア活動としましても、子育てボ
ランティア、学校支援ボランティア、学習支
援ボランティア、イベントボランティアと多
くの事業に協力、支援をいただいております。

2点目でございますけれども、今後事業分担
としてやってもらいたい事業の内容はという
ことでございますけれども、自分たちででき
ることから解決また改善していこうと率先し
て行動する住民が近年増えております。福祉
や環境保護、青少年育成、まちづくりなど、
さまざまな分野で取り組みが進められていま
す。

行政が中心となって担うサービスは、公
平、平等の観点から画一的に行うことが基本
となります。地域の特性を背景とした、多様
化、複雑化する住民のニーズに対応するため
には、自治会を中心とする地域コミュニティー
への期待が高まっており、地域社会のたく
さんの担い手がさまざまな場面で協働してい
ただくことが必要かと考えております。

行政としましては、具体的には、都市計画
道路、都市公園の草花の植栽、植え込みや新
庁舎敷地内における草花の植栽については協
働できないものか検討していきたいと考えて

おります。

ボランティア活動として、あるいは役割分
担を明記して、合意書締結によるアダプトプ
ログラムによって等の手法も今後検討してい
きたいと考えております。

また、防犯パトロール、子供の見守りは、
地域の住民と協働で、さらに強化していき
たいと考えております。

3点目の議員さんにやってもらいたいこと
は、まことに恐縮なことでございますけれど
も、地域での交流を今以上に進められ、行政
と両輪になって事業内容や手法をPRしてい
ただきたい、また住民とともに、まさに協働
していただけたらなということを考えており
ます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 例えば道端、道路に即した
ところに花壇、花壇といいますか、花を植え
れる場所があつて、それを地元の人たちにや
ってもらえたらというような考えは、もう数
年前から当議会の経済建設常任委員会の中
でそういうようなことも聞いたように記憶し
ておりますが、全くなされていないと言いま
せんが、なかなか現実に進んでないかなとい
うふうに思うこともあります。数年前です
けど、姫路市のある場所で地元の方がそうい
うふうに道路の端でされてたことがあつて、ち
ょっとお話をさせていただいたことあるん
ですが、材料を提供していただいて、あれ姫
路市でなくて県とおっしゃったような記憶も
してるんですが、間違ってたらちょっとそれ
どころかはっきり、県か国、市か国か、ちょ
っと記憶は定かでないんですが、既に過去
からやっておられるところもありますが、本
町はちょっとその辺が遅いのかどうなのか。
少なくとも、まだなされてない面、部分も
あるなというふうに感じてるんです。実際こ
れは地元の方々が、よっしゃ、やりますとい
うふうに言ってくださらないと、幾ら町側
としてもやりたいと思っても実際なかなか
進められないことだろうとは思いますが。

今、部長から、そういう議員たちに求める、期待することはということをお聞きしまして、やれる分については御協力はもちろんさせていただくつもりでおりますが、なかなかこれ実際問題自治会さんに理解をしてもらうように持っていくことが非常に難しいのではないかと。従来からでいいますと、自治会から要望が出たこと、あるいは議員なら議員は住民の皆様からの御要望をいかに町に言って実現していくか。で、それができる議員が例えばいい議員だとか、あるいはそれが少しでもできる自治会の役員さんが例えばいい自治会の役員さんだとか、そういうふうなニュアンスで住民も言われる方もいらっしゃったし、最近でもいらっしゃいます。あることを私住民から頼まれたときに、そういう、どこがどうのこうのとかは言いませんが、ありました。なので、住民の方々にそれをどのように理解していただけるように持っていくかということは重要なことだと私は思っております。これは難しいことなんです、そういうことも一緒に行政側も、また議員もやれていったらなあというふうに私も思っておりますので、今後ともいろいろと御協力できたら、また、そちらもしていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次に、井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼いたします。休憩をとられるのかなと思っておりましたが、だんだん話が長くなってきて皆さんちょっとだれておられるなという、私自身がそうでしたので、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） ちょっと暫時休憩します。

（休憩 午後2時31分）

（再開 午後2時31分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一応、続けてください。

○井村淳子議員 それでは、13番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目、ひとり親家庭への寡婦控除のみなし適用についてでございます。

平成25年9月4日、最高裁大法廷は、結婚していない男女間に生まれた子の遺産相続のとり分を結婚した男女の子の半分とする民法の規定について、法のもとの平等を保障した憲法に違反するとの判決を出しました。

国では、最高裁の判決を受けて、同年12月5日、参議院本会議で、結婚していない男女間の子、婚外子の遺産相続分を、法律上の夫婦の子、嫡出子の半分とする規定を削除する改正民法が可決されました。

同様に、結婚歴の有無により適否を決める寡婦控除についても制度改正を求める声が高まっています。寡婦控除とは、子供がいる家庭で、配偶者と死別や離婚した後に再婚していない人が税法上の所得控除を受けられる制度でございます。

所得が下がりますと、保育所や幼稚園の入園料や公営住宅の家賃が安くなります。しかし、あくまでも一度結婚をしていたことが条件となっています。つまり、所得税法は結婚歴のないひとり親を寡婦控除の対象とせず、税金に加えて、保育料や家賃の負担も重くなっております。自治体では税制改革はできませんが、保育料などに寡婦控除のみなし適用して減額することはできます。

そこで、4点質問をいたします。

1、太子町における児童扶養手当の受給者数、またそのうち未婚の母子及び父子家庭の数と生活の現状についての説明を求めます。

2、統計上、母子家庭は一般家庭と比較すると低収入です。その母子家庭の中でも未婚の母の家庭はさらに際立って低収入であるという厳しい現実があります。にもかかわらず、結婚歴のないひとり親に寡婦控除が適用されないことは、経済的弱者にさらなる負担

を強いるものと言わざるを得ません。なぜなら、寡婦控除は、所得税を計算する際に、所得から27万円、特定の寡婦に該当する人は35万円が、住民税は26万円、特定寡婦で30万円差し引かれ、この控除後の所得を保育料などの算定基準にしているからです。そこで、結婚歴の有無で税、保育料の負担額は母子家庭の就労収入ケースでどれくらい違うか説明を求めます。

3、赤穂市では平成26年4月から、保育所、幼稚園の保育料、私立幼稚園就園奨励費補助金、幼稚園預かり保育料、アフタースクール子ども育成事業、市営住宅家賃、母子生活支援施設入所運営費、子育て家庭ショートステイ事業、母子家庭高等技能訓練促進費、就業援助の10事業にみなし適用しております。県内でも最も手厚い対応と言われております。そこで、太子町として、みなし適用が考えられる事業は何かについてお聞きしたいと思います。

4番目、諸事情で未婚のひとり親家庭になった方に対して、全国では保育料や公営住宅の家賃を結婚歴のあるひとり親家庭並みに安くする自治体が増えてきております。料金の基準となる所得を算出する際、未婚のひとり親家庭には制度上適用されない寡婦控除をみなし適用することを太子町も導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、まず1点目からお答えいたします。

太子町における児童扶養手当の受給者数は、5月27日現在252名でございます。そのうち未婚の母子・父子家庭は14世帯で、内訳としまして全てが母子家庭でございます。

そして、生活の状況についてということでございますが、ひとり親世帯となられた方の多くが不安定な就業環境の中、仕事と子育ての両立を目指し、余裕のある自立した生活ができるよう日々励まれているのが現状かと思

われます。

次に、2点目でございます。

結婚歴の有無で税、保育料はどう変わるのかとお尋ねでございますが、仮に年収200万円、社会保険料16万円、3歳の子供1人の扶養者であると仮定いたしますと、結婚歴のある方では所得税1万6,500円、住民税ゼロ、毎月の保育所保育料は1万2,400円となります。また、結婚歴なしの方では、所得税3万4,000円、住民税7万6,300円、毎月の保育料は2万1,500円となり、結婚歴の有無により毎月の保険料の差は9,100円で、年間では10万9,200円の差となります。

しかし、本町では結婚歴に関係なく、ひとり親世帯の場合は減免措置制度がございまして、現在の未婚の母子家庭14世帯のうち3名の園児が保育所に通所されておられますが、いずれの方も保育料は減免によりゼロとなっております。

次に、3点目でございます。

本町において寡婦控除のみなし適用が可能と思われる事業でございますが、3事業ございます。まず、保育所保育料、町営住宅家賃、子育て家庭ショートステイ事業の利用者の負担金でございます。この3事業でございます。

4番目でございます。

本町での寡婦控除のみなし適用の導入につきましては、本来は国が所得税法、地方税法の寡婦控除に関する規定を改正し、全てのひとり親に公平に適用されるよう、国全体で検討されることが望ましいと考えます。

現在、本町で寡婦控除のみなし適用を導入した場合、該当する3事業ともその影響を受ける対象者はおられないことや、近隣市町の動向や課題につきましても調査検討を行い、その結果を踏まえて本町での対応を総合的に判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、答弁いただきまして、太子町の今の母子家庭、父子家庭の現状を知

ることができました。

現在、その母子家庭のうちの3名が保育料の関係では減免措置がされているということでございますが、先ほどの赤穂市さんでの10事業で太子町で考えられることはということで、太子町では、まさにその保育料、それから町営住宅、数は太子町は大変少ないのであれですけども、子育てのショートステイの事業、この3つが該当するということですが、今現在は対象者がいないということで、この状況もわかりました。

しかしながら、今後こういうひとり親家庭で、保育料については今現在減免措置をされてるんですけども、ほかのこの2事業について該当する方がこれから出てくる可能性も高いわけですから、総合的に検討すると言われておりますが、私はいろいろこの最高裁の判決を見た中から、本当に人権的なものから、また子供のそういう貧困状態を守っていくというんか救っていくという観点から、その門戸はすぐにでも広げておかなくてはならないのではないかなあと考えますが、総合的にこれから検討したいということについてのもう少し詳しい意味をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 寡婦控除のみなし適用につきましては、当然子供は親を選ぶことはできません。当然、親の婚姻の有無によらず、子供は平等に取り扱われるべきであるという考え方、これは理解はできます。

ただ、こういうふうな観点からで導入している自治体が実際あるわけでございますが、本来は、何度も申し上げますが、自治体ごとで個々に対応するべきものではなくて、所管省庁の判断のもとで国が対応すべきものであるということは考えております。

ただ、国において、この税制改正がなされるまでの間の取り扱いにつきましては、先ほども言いましたように、他市町の状況も含めまして検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 再確認ですけれども、もしこういう方が出られた場合には臨機応変に対応していただけるということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） その臨機応変ということは、当然導入するとすれば正式な手続をとっての導入ということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 やっぱ法律が整わないとしないということですね。わかりました。

本当に最近、こういう婚姻歴があろうとなかろうと、子育てをする苦労はみんな同じだと私は思うんです。近隣でも余り数がないということで、上郡のほうにも女性議員がおりますので尋ねてみましたら、1人の対象者はいるんだけど、やっぱり親と暮らしているんで、そういう面からはこういう寡婦控除の対象というところには入っていかないということも聞きました。多分、太子町でもなかなかひとり親で育てるとするのは厳しいから、そういうふうな状況になるのかなと思えます。

法律が先でないとなかなか太子町ではみなし適用することはできないという見解をお聞きしましたので、それ以上の答弁はもう求めませんけれども、本当に法律の改正は国の仕事で、町の立場としては、私はもう現状に鑑みて何かできることはないかなと考えたときに、みなし適用をするべきであると思い、今回一般質問をさせていただきました。

先ほども部長が言われたように、子供は親を選べません。子供は育つ環境、特に経済的な要因によってその将来が左右をされることがあってはならないと思います。社会全体で子供たちの健やかな育ちを支援することが重要だと思ひまして、今回この質問を投げかけてみました。

みなし適用したとしても、対象者はごくわずかでありますので、財政的には全然、そん

なに負担はないものと考えますけれども、次にそのような立場になった方のために門戸を開いていただきたいという思いではありましたが、当局の言われる、法が整備されない限り厳しいということもわかりますので、今回は当局の考え方をはっきりとお聞きしたということで、この質問については終わりとさせていただきます。

それでは、2番目に入ります。

○議長（橋本恭子） ここで休憩します。

○井村淳子議員 休憩ですか。

○議長（橋本恭子） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時45分）

（再開 午後2時57分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

井村淳子議員、お願いします。

○井村淳子議員 それでは、リフレッシュできたところで2番目に入ります。

健康長寿及び医療費削減の取り組みについて。

病気やけがの治療に医療機関に支払われた国の医療費の総額は、2012年度40.6兆円であり、2015年には45.7兆円となります。12年後の2025年度には約1.5倍の61兆円を超えとの推計がなされています。

医療費は、急速な高齢化や医療の高度化によって今後も増え続けます。これに伴い、保険料、公費、自己負担も増える見込みであります。この状況を少しでも抑制、改善していくためには、町民の皆様が健康で長生きしていただくことが不可欠です。

2013年から新しい健康日本21（第2次）が発表されました。新たに認知を広げようとしているのがロコモティブシンドローム、いわゆるロコモと呼ばれております。筋肉や骨、関節などの運動器の障害により筋力の低下や骨がもろくなるなど、要介護になるリスクが高まる状態をいい、50歳を過ぎると7割の方に骨や関節、筋肉、動きを伝える神経などが衰えて、立つ、歩くといった動作が困難にな

ってくるので、正しい知識を持って早期に予防することが大切です。

そこで、3点質問いたします。

1つ、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間とされている健康寿命を延ばすため、ロコモティブシンドロームの認知度を高めることの必要性和町の取り組みについてお伺いをいたします。

2点目、健康マイレージ事業による日々の健康づくりの推進についてでございます。

健康マイレージとは、住民の健康増進を図るため、日ごろの健康づくりやウォーキングなど、生活習慣改善の実践や健康教室への参加、各種健康診査の受診など、健康づくりへの取り組みを楽しみながらポイント化し、そのポイントを商品やがん検診、特定健診等の無料券に交換したり、市内の幼稚園や小・中学校などにそのポイント分を寄附するなど、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みでございます。

例を挙げますと、静岡県袋井市を紹介いたします。ラジオ体操カード感覚で利用できる「すまいるカード」を発行し、実行した健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換したり、1ポイントを10円として、市内の小・中学校へ寄附できる制度としております。また、各自治会から男女1名ずつ、健康づくりの推進員を選出し、地域での健康づくりの中心となるとともに、この健康マイレージ事業のPRに努められているそうです。

ほかにも最近ではこの健康マイレージ事業が広がってきておりまして、実施方法はその地域地域で多種多様でございますが、この制度を導入する自治体が全国に広がってきています。本町でもぜひとも導入の検討を進めていただきたいと提案するものでありますが、見解をお伺いいたします。

それから3点目、胃がん検診のあり方については、平成24年9月にも同僚の中島議員のほうから質問しておりますが、再度質問をさ

せていただきます。

そのときにも、がんの中で胃がんが最も多く、国がピロリ菌を胃がんの発がん因子であると認めたことから、早急にピロリ菌検診を取り入れるべきであり、胃カメラ検診にかわって、血液検査による胃がんリスク検診、ABC検診に方向転換してはどうかとの提案をさせていただきましたが、当局の当時の答弁は、メリット、デメリットを精査し、検討していきたいとのことでありました。

あれから1年と9カ月ほどがたちましたが、全国や兵庫県下でも導入するところも増えてきておりますが、導入自治体の状況の調査や、たつの市・揖保郡医師会との意見交換等はされたのでしょうか。

また、胃がん検診にピロリ菌の検診、除菌を推進するABCリスク検診の血液検査の取り組みについて、今現在の当局の考え方をお聞きします。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それではまず1点目、ロコモティブシンドロームについてお答えをいたします。

ロコモティブシンドロームは通称ロコモと呼ばれ、日本整形外科学会が平成19年に提唱し、骨、関節や筋肉などの運動器が衰え、歩行や日常生活に支障が出て、要介護状態になることでありまして、日本語では運動器症候群と呼ばれています。

超高齢社会を迎え、加齢により運動器に障害が出て、ロコモになる危険性が高い高齢者が今後もますます増えていくのではと考えております。

ロコモの主な原因としては、骨粗鬆による骨折、変形性関節症や関節炎による下肢の関節機能障害などであり、本町では骨粗鬆予防のために、健康運動指導士の実技指導及び栄養士による栄養指導などを内容とした、きらり健康教室を実施しており、昨年度は延べ345人の方が参加されております。

また、介護予防事業では、高齢者の方を対

象に、介護予防や転倒防止、運動習慣に取り組む動機づけ支援を目的とする運動機能向上プログラムを実施し、その都度ロコモの啓発も行っておりまいました。

しかし、昨年、ロコモティブシンドロームに関する特集を「広報たいし」9月号で掲載いたしました。現在も住民の理解と認知度は十分とは言えず、今後もその病態や予防の重要性について効果的な普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

続いて2点目、健康マイレージでございます。

健康マイレージ事業は、日ごろの健康づくりや生活習慣改善の実践、健康教室への参加、健康診査の受診など、健康づくりへの取り組みをポイント化し、ポイントがたまると健康グッズなどの記念品等を贈呈するなどして、成人者に対する健診受診率の向上や健康づくりの積極的な参加を誘導する仕組みのことと承知しております。

近隣では神戸市が健康づくりポイント事業として、平成24年度から平成26年12月まで試行的に実施されており、各種検診の受診や健康講座等に参加された際にポイントを取得し、ためたポイント数に応じて景品交換ができる制度でございます。

今回、御提案のマイレージ制につきましては、住民が健康への関心を持つ方法として一つのきっかけになると考えますが、取り組みの目的がポイントを集め物品等が得られることだけになることも危惧されますので、町で取り組むには十分な課題調査が必要と考えております。今後、先進市町の取り組みから、その効果なども踏まえ、研究してまいります。

3点目、ピロリ菌の検診、除菌の推進でございます。

現在、町が実施しております胃がん検診は健康増進法に基づき実施しておりますが、検査方法につきましては、厚生労働省が策定いたしました。がん検診実施のための指針に沿って、問診及び胃部エックス線検査で実施し

ております。

ピロリ菌ABCリスク検査は、胃がんの発生に深くかかわっているピロリ菌の感染の有無と胃粘膜萎縮の程度を測定することによって、胃がんになりやすい状態かどうかを判断する検査で、胃がんを早期発見するための検査ではないと承知しております。

胃がんのリスク低下につながるピロリ菌検査につきましては、国のあり方検討会におきまして、その有用性、安全性、コストなどの面から、今後の胃がん検診への導入可能性について検討を進めることとされております。

本町といたしましては、こうした国、県の動向を見きわめながら、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 まず1点目についてであります、いろいろとロコモティブシンドロームに関して、そういう介護予防的なことも町でされていることは存じ上げております。先日も私の自治会では、きらり健康教室への回覧が回っておりました。しかしながら、なかなか参加される方が特定をされて、多くの方に参加していただくというか、このロコモに関する、毎日続けられる、ラジオ体操とか、健康体操とか、そういうのが身近なところでできる体制がないと、こういうきらり健康教室に行ける方はまた対象が特定健診の検査にて生活習慣の改善が必要と判定された方と書いてありますので、私も参加したいなと思いましたが、対象者ではないなと思いました。そういうことから、全住民というか、小さい子供から年配の方まで気軽に、このロコモティブシンドロームの意義を踏まえながら、さまざまな形で健康長寿のための仕組みをつくっていかねばならないと考える次第でございます。

先ほどもこの取り組みについての中で効果的な啓発をしていきたいということでありましたが、今時点でこれに関する効果的なそういう啓発方法とかを考えられていることがあ

りましたらお知らせをしていただきたいと思います。

それと、健康寿命と平均寿命ということで最近言われますが、平成22年度の国の調査では、平均寿命が男79.5歳、女86.3歳、そして健康寿命は男が70.42歳、女が73.62歳という結果が出ておりました。太子町においては一体この健康寿命というものを出しておられるのかなということがちょっと疑問になりましたので、そういうのが出ておりましたら、その点についても教えていただきたいと思います。

ちなみに、この健康寿命の日本一と言われるところは静岡県でございました。静岡県はこのロコモティブシンドローム、健康21の運動を県を挙げてされております。平成19年から取り組まれて、先ほどの袋井市もそうでしたけれども、約8年が経過をし、この健康ポイント制度、健康マイレージ制度が定着していく中で、本当に自分で目標を決めて、小さい子供だったら、野菜を食べたらポイントが1、それから毎日ラジオ体操をしている方については、またポイント2とか、それぞれ自分が掲げた目標に対して、できればポイントをつけていく、いわゆる自己申告制でございますが、これがまさに定着してきているということから、住民全体の健康意識が高まってきているということはこの袋井市の議員さんのほうからお聞きしました。

確かに、行政がリードしてやっていくのは大変かもしれませんが、旗を振る人がいないとなかなか定着しないのではないかなと思いました。前にも、この議会でしたか、委員会でしたか、忘れましたけれども、ラジオ体操とかをそれぞれの自治会の公民館で自主的にやっていくことが広まっていったら、それがみんなのそういう健康意識を高めて、健康的な生活をしていけるきっかけになるからということの話を聞きましたけれども、しかし、それだけでは、最初は盛り上がったとしても、後々続かないのではないかなと思います。

私も、袋井市を初め、この健康マイレージ事業やっているとところを見てみました。今、部長のほうからは、神河町が試行的に24年から始めて、2年間の期間を設けていただいたということをお聞きしました。豊岡市でも既に健康ポイント制度として取り組まれています。佐賀県鳥栖市でも、その市自体が健康都市宣言をまず行って、それに向けて市民が一丸となって、この健康マイレージでポイントをためながら健康意識を高めていこうという運動がやはり定着してきているということをお聞きしまして、なかなか1年や2年では結果が出ないかもしれないけれども、行政が旗を振りながら自治会のリーダーの数を増やしていく、こういう健康体操ができるとか、ラジオ体操ができるとか、そういう伝道者を町のあちこちにつくって伝導していくという、こういうような体制が全町民を引っ張っていくのではないかと考えます。

この健康マイレージ事業をいろいろと調べるうちに、やっぱりきっかけづくりが大切だな。先ほど、ポイントをためるだけに終わってしまうのではないかとという危惧もされておりましたが、それぞれの市町では、まず社会貢献を上げておられました。人の役に立つ。というのは、自分がためたポイントで学校とか園に寄附をしながら、それで打楽器を買ったとか、何かそういう学校で必要な物を買ったとかという、そういうことが励みになって、社会貢献も含めて、生きがいとなって、この健康マイレージ事業が定着しているということをお聞きしました。

今、神河町が試行的にしているということでありましたが、ほかにも当局で調べられたところとかはございますでしょうか。ちょっと話しながら何点か言いましたけれども、よろしくをお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、ロコモのほうからお答えいたします。

これからの効果的な普及啓発について具体的にどのように考えているかという御質問で

したが、現在これを担当しておりますさわやか健康課、こちらのほうは今健康に関する出前講座で毎年三十数回出ております。当然、この出前講座の中で、これからも積極的にロコモをPRしていきたいと。それとあと、老人会、婦人会よりの講演依頼も非常に多くございまして、これもほとんど健康に関するものでございます。こういうふうな場を使って、とにかく認知度を上げるという、そういうふうなことにまずは努めてまいりたいというふうには考えております。

次に、健康寿命でございます。

（井村淳子議員「はい」の声あり）

健康寿命とは、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことを健康寿命と一般的に言ってます。ですから、平均寿命と当然差があるわけですし、今議員がおっしゃったように、大体今女性86歳、男は79歳という平均寿命あるんですけども、大体女性はここからマイナス12年、男性が大体ここからマイナス9年。ですから、男性ですと70歳でしょうか。女性で74歳ぐらいが健康寿命と言われている数字でございまして、当然誰もが最後まで健康で生き生きとした生活を送りたいというのは願いでございますので、とにかくこの健康寿命というのをまさに延ばしていくという、これもまさに認知度が低い言葉でございます。これも含めてPRのほうをしたいと思えます。

ただ、本町での健康寿命の数字というのは残念ながら持っておりません。

次に、健康マイレージでございますが、これは私もちょっといろいろ御質問いただいてから全国をあちこち見ました。確かに静岡県は県を挙げてマイレージ事業これ取り組んでおりまして、やはり一番普及率が高いのは静岡かなというふうな印象受けました。県内では豊岡さんは恐らく本格実施はされてると思います。あと、朝来さんとか、かなり北のほうが兵庫県内では多いかなというふうな実感はいたしております。

このマイレージにつきましても、住民一人

一人主体的に健康づくりに取り組むというのはこれ基本でございまして、それを地域、社会全体で支援する仕組みづくりというのが必要であるのは当然でございしますが、住民の健康意識を高めるということには、やはりあらゆる機会を通じて健康に関する情報の啓発、発信、これらがまず必要でございまして、マイレージ制度は、そういう意味では、住民が健康への関心を持つ方法としては、有効な手段の一つというふうには十分に考えます。

ただ、この制度、全国的にも、ここ二、三年ぐらいの間に急激に拡大してきた事業でございまして、まだまだ試行的に行われている自治体も多くございます。今後、この他市町の取り組みからその効果や課題が見えてくるものというふうに思いますので、それらを踏まえて、今後できれば積極的に検討していきたいというふうには考えます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、いろいろ調査研究をしながら積極的にまた検討していきたいという答弁をいただきましたので、何も言うことはありませんけれども、本当に時代は車社会で、もうどんどん便利になってきます。運動不足は私自身も皆さんも否めないのではないのでしょうか。そこに持ってきて、先ほども言いましたけれども、旗振り役がいないと、やっぱりいつでもどこでももうすぐできるという、この日常ながら運動を継続していくためには常々啓発が必要です。もう何回も何回も言われて、小さい子供ではありませんけれども、何回も何回も言わないと定着をしていきません。大人だってそうです。健康にいいことはわかっているけれども、つついすぐ車で出てしまう、歩かない、今に至ってるといような状況が続いておりますので、しっかりと病気を予防するための生活習慣を身につけていくためにも、このマイレージの制度について研究していただいて、いつか太子町でもできる日が来ることを願ひまして、この質問は終わります。

それと最後なんですけれども、胃がんの検診のあり方でしたけれども、ほかのをちょっと筆記してまして、余り答弁が聞こえなかったんですけども、やっぱり胃がんそのものを撲滅する検査ではないから太子町ではまだできないというような答弁だったんでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） ピロリ菌の件、ちょっと御答弁を忘れてまして申しわけございません。

ピロリ菌につきましては、1年前に中島議員のときでしたか、私がお答えしたという記憶があります。その当時からやはり1年たちまして、このピロリ菌検査の状況もかなり変わっております。昨年からは保険診療、今まででしたらかなり重度の所見がないとピロリ菌検査は保険診療の対象ではなかったんですが、最近ではちょっと軽い胃潰瘍等でもピロリ菌検査が保険診療の対象となってきております。このように、国のほうも若干ピロリ菌検査、特にピロリ菌、がん患者のうちの98%でしたでしょうか、もうほとんどの方がピロリ菌に感染しているということでございます。

ちなみに、太子町のこともちょっと申し上げますと、昨年290人の方、昨年1月から12月までですが、290人の方が亡くなられておられまして、そのうちがんで亡くなられた方が95名、33%、率でいうと大体平均的かなというんですか、まだ若干ちょっと低いでしょうか。ただ、部位別でいきますと、一番多いのは、太子町では肝臓がんが1番でございます。そして、2番に肺がん、そして3番に胃がんと大腸がんというような並びでございます。

どちらにしましても、このABCピロリ菌検査につきましては、近隣の姫路市が、がん検診とは別に、ピロリ菌のリスク判定というふうな検査でもって今年から実施することになっております。ですから、ちょっと去年の状況とはこの辺が変わってきておりまして、

近隣でもそのように、胃がん検診ではなくて、リスク判定というふうな形で実施するところが出てきたかなというふうな感じを持っておりまして、この辺も参考にしながら今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私も、この質問をするに当たりまして、導入自治体の状況も調べてみました。明石では、25年4月からはエックス線検査をなくして、血液検査による胃がんリスク検診のみをしておられます。これは先ほども言われましたように、胃の粘膜の収縮度の度合いを調べるペプシノーゲンの検査と、慢性萎縮性胃炎等の原因と考えられるピロリ菌感染の有無を調べるという方法でございます。姫路市も全部はなくしておりません。2本立てで、先ほども言われました。高砂市のほうにありましても、胃がんリスク検診のみをこの26年度からされているということをお聞きしました。

だんだんと増えてきているということで、その理由を調べてみました。各自治体がこのABC検診を導入されている理由、私自身いろいろ調べる中で4点あるなあと思ったんですけども、それは胃がん検診を国が定めた指針に基づいて、バリウムを飲んでのレントゲン検査で実施しているが、やはり実施しづらいと思われる方も多く、中島議員のほうからバリウムは飲みたくない、私も飲みたくない、その後の便秘が大変つらいですので、やっぱり受診、検診しづらいと言われる方も多から受診率が低いので、その導入をしている要因になったということが1つ。

それと、この血液検査、ABC検診は、胃がんになりやすいか、またはなる可能性が低いかどうかを判定するもので、この検診方法は住民にとっても受診しやすく、さらには行政の経費的にも従来の検診方法より検診単価を抑えることができるということがありました。

ちなみに、姫路市のほうでお聞きしましたら、バリウムとエックス線をする場合には、全額負担するとしたら1万1,600円、ABC検診の血液検査でするならば6,700円という単価に大きな違いができてるので、このABC検診を取り入れて、若干住民の方から自己負担をいただきながらすることで十分に採算がとれるということもお聞きしました。

それから3つ目、検診の結果、ABCの血液検査をされた結果、胃がんのリスクがある方については、医療機関でさらにその検査としては内視鏡による精密検査を受診されるように勧め、一方リスクがないと判定された方には、毎年の受診が必要でないことから、5年後に再度胃がんリスク検診を受けていただくように案内をするとかという効率的な検診ができるということでありました。

4点目に、胃がんリスク検診においては、ピロリ菌感染が確認された方について、内視鏡による精密検査で慢性胃炎と判定された場合は保険診療での除菌治療も可能となることから、より多くの方が除菌しやすくなり、検診の有効性も高まり、将来的な胃がんの減少につながるというようなメリットがたくさんあるので導入をしたというふうに私は理解しました。

なかなか、前回、24年のときには、有効性は理解はできるけれども、国からの補助がないので財政的にはきついというような答弁もあったかと思いますが、今言った4点の中で導入されていることを鑑みますと、このABCの検査、エックス線も残しながら、姫路市のようにオプション検査の位置づけとして太子町も導入ができるんじゃないかなあと私は思いますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 先ほども申しましたように、胃がん検診はあくまでがん検診ということで、当然もうこれは残しとく必要はあろうかと思います。当然、近隣がやられているように、やはりリスク判定につきま

しては、これは基本的には別枠で考えるのであれば行うことがいいんじゃないかなというふうに思います。ちなみに、姫路市さんもピロリ菌とペプシノーゲン、これをセットにしたような判定を行っておられる。ただ、がん検診はがん検診でまた別枠で行っておられると。当然、これは本人の判断でもって受診するという、こういう制度はなかなかいいんじゃないかなと私個人的には思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、ピロリ菌の除菌治療がしやすい環境が整いつつある中でございますので、胃がんの芽を摘む早期予防はさらに重要であると考えます。本町の胃がん検診の受診率は、24年度21.9%と高くはありません。国が目指している40%、50%という受診率を向上するためには、また早期発見につなげていくためには、やはり胃がんリスク検診をオプションだけでも導入するべきであると申し上げまして次の質問に入らせていただきます。

それでは最後になりますが、がん教育についてに移ります。

平成24年6月、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象とした新たながん対策推進基本計画が閣議決定をされ、がん患者を含む国民ががんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会を目指すこととされております。

そして、学校におけるがん教育について、子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育することを目標に掲げました。

国民の2人に1人ががんになると言われる時代にあって、がん教育は、子供たちが自身の健康の大切さを学ぶと同時に、病気の人に対する偏見や差別をなくすための重要な機会になり、がん予防や早期発見につながるとも言われております。

現在の教育現場では、がんは保健体育の授

業で生活習慣病の予防や喫煙などの害を学ぶ際にほかの病気と合わせて紹介される程度ではないかなと聞いておりますが、そこで質問をいたします。

1点目、学校現場におけるがん教育の現状をお伺いします。

2点目、先生への研修はどのようにされているのでしょうか。この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） がん教育についてお答えいたします。

先ほども出てましたように、がんだけを取り上げて行ってるわけではございません。小学校では生活習慣病の一例として、保健体育の授業の中でがんに触れております。また、中学校では、平成25年度には太子両中学校の1年生を対象に行いました喫煙防止教室にありまして、喫煙の健康に及ぼす影響について指導する際にがんを取り上げております。

がんは日本人の3大死亡原因の第1位ですが、生活習慣の改善で多くのがんが予防できることがわかっております。また、がん検診受診率が低い原因の一つとしては、がんに関する教育を受けていないことも上げられています。このため、学習を通して正しい知識を身につけ、健康に生活するための意義や命の大切さなどを学ぶことは大切なことであります。

文科省では、モデル校を選定し、平成26年度から3年間で先進的授業や教員研修を実施するとともに、今まさに学習指導要領の次期改訂時にがんに関する記述を盛り込み、保健の教科書の内容拡充を目指す方針を打ち出しております。

本町においても、実施に当たっては、国、県の動向を見ながら検討し、保健体育や総合的な学習の時間などの授業を柔軟に活用するなど、小・中学校におけるがん教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、教員の研修については、文科省が26年度から3年間の教員研修に取り組むこと

になっておりますので、その内容を調査研究し、研修方法等を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、教育長から答弁いただきましたけれども、今年度からモデル授業が、モデル的な、そういう先進的な取り組みをモデル校と選ばれたところがやっていくということでございますが、このがん教育について新しい目標が、先ほども言いましたが、出てきました。子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つように教育することとうたわれたことについて、今後太子町の小・中学校の授業や先生の授業はどう変わっていくのでしょうか。今聞いている限りでは、やはり県とか国の動向を見ながら3年間は今までどおりにしようと思っておられるのかなあと今感じたんですけども、この点はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほどの生活福祉部長の井手部長のほうからも出てましたように、太子町はがんが33%の死亡率というふうに聞こえましたんですが、全国的に見てもがんは30%、ほぼがんに対する死亡率は変わらないと思います。

今も出ましたように、がんを予防するには、小学校の場合は、生活習慣を直していかなければならない。食生活、そして「早寝早起き朝ごはん」、リズムある生活習慣ががんの予防であり、そしてがんに対する免疫というものは体力をつけていかなきゃいけないというようなこと。そして、がんについて、それを研修または学ぶことによって、その自覚がさらなる予防につながっていくものと思われるので、その辺のところ、資料等々がこれから手元に参ってまいりますので、それを教師が児童・生徒に授業で教えていくことによって子供たちが自覚していくものと思いま

す。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 1点お聞きしたいんですけれども、全国では既にごん教育について、文科省が発表する以前に取り組まれているところもたくさんございますが、そういうところがあるということの認識については教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今も出てましたように、がんについては、これから教科書に盛り込んでこられます。自然として、その認識が高くなってまいります。そういう意味で、がんこれといって絞るわけじゃないんですけれども、がんに対する認知度は本当に高くなってまいりますので、それに並行して、基本的生活習慣を再度見直しながら、全ての病気に対する予防も含めたがん教育を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私も、このがん教育について新たな方針が示されたということで、いろいろと調べてみました。もう既に、例を挙げますと、全国の中学校でがんを教える「生きるの教室」を行っておられる東京大学医学部附属病院の放射線科の中川恵一准教授は、この学校教育の中でも死ぬということを考え、だから生きることが大切だという生死観的なものを子供たちに伝えられるチャンスであるということで、がんを知るということによって結果的に生き、そしていじめとか自殺とかという問題にも影響を与えられるのではないかとということで、全国の中学校に出向いて、この「生きるの教室」をしながら、がん教育についての認識を子供たちにも話をしているという事例がございました。

また、近くの明石のほうでは、明石の錦城中学校というところで平成24年に、兵庫県立がんセンターの当時の院長であります西村先生の講師で、この錦城中学校の全校生を対

象に、がん教育が行われました。後日、生徒たちからは、がんに関する正しい知識が学べたとたくさんの感想と質問が西村先生のもとに届けられたとお聞きしております。

このように、がん教育にこういう専門家による特別授業、またがんを克服された方の体験発表を取り入れながら、子供たちに生の体験、そういう専門家の先生から喫煙とがんの関係性とかも話を聞きながら、そういう授業を行っている小学校、中学校もあるわけですから、こういう授業を私はぜひとも取り入れていただきたいと思うんです。

今、保健体育の授業とかといいますと、先生もそういう体験的なことが話せる先生と話されない先生がいらっしゃると思います。また、専門的な深い立場から手術のこととか、がんになったらどうなるんだというような深いところまで話ができる養護の先生とかも私はそんなにいらっしゃるかなと思うんです。

ぜひとも専門家をこの太子町に呼んで、そういう特別授業とかをしていただき、体験談も子供たちに聞かせられたら、実際にそれがもっと、そういう机上の勉強だけではなくて、本当に体にずっと入るのではないかな。また、家のほうに帰っても親御さんと、がんという病気は怖いけれども克服ができるんだというような日常的な話もできるのではないかと考えます。

そういう先進的なところを見る中で、今話しましたけれども、こういう専門家を呼んで特別授業とかをする、取り入れる考えはないでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 専門家を呼んでというよりも、教師が専門的知識を研修し、子供に理解させていくと。井村議員さんが質問されたので私も調べてみましたら、各学校にこういう漫画で、国立がん研究センターのほうで全2万3,000校の小学校に既に配られて啓発をされておりました。そして、この中にも書いてありますけれども、がんの6割は完

治すると。それが早期発見なればもっとその数値は上がっていくというようなこと。

それから、先ほどもおっしゃっていただいたように、がん検診に行くということは、やはり小さいときに学校で学んだ知識が行動として、がんの検診に足を向けるというふうに変わっていくと思いますので、やはり早期の学習というのは本当に貴重なもので大事なものだと考えております。

そういう意味で、これから教師が率先して研修等に参加し、保健体育等の授業で取り上げ、そしてがんに対する偏見等をなくし、がんと向き合い、治療を進めていくというような指導に行きたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 当局のというんか、教育長の考え方はわかりました。あくまでも先生が研修をした中で、がん教育をやっていくということに私には聞こえました。

今、日本は世界一のがん大国であるにもかかわらず、教育現場でがんについて学ぶ機会が少ないということで、その結果、がんの予防と早期発見が進まず、先進国の中で唯一がんによる死亡率が上昇している現在でございます。

先ほども言いましたけれども、がん教育については、国も全国の先進地で、がん治療の第一人者の先生方が率先をされ、がん予防、検診の重要性を教える、そういう時代に入ってきております。太子町におきましても、近くには赤穂、また日赤、それぞれ拠点のがんセンターもございますし、兵庫県には県立がんセンターもございます。

先ほども西村先生の話をしましたけれども、学校に限らず、子宮頸がんとか、その喫煙との関係とか、私も講演を聞かせていただきましたが、本当に現場の先生でないといけないような、そして最後には早期発見で早期予防、また喫煙をするということの怖さ、こういうことも改めて認識をさせていただいた経緯があります。

私としましては、太子町においてもそういうがんセンター、また地元医師会とも連携をしていただき、ぜひとも学校現場での質の高い授業を何としても実現していただきたいと申し上げまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

（服部千秋議員「議長、ちょっと休憩
願います」の声あり）
暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時44分）

（再開 午後 3 時44分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福井輝昭議員、一般質問席へお願いします。

○福井輝昭議員 5 番福井輝昭、最後の質問者ということで、自分にこぴっとするんだよと言いつけて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

太田、龍田両小学校の児童数について。

5 月 1 日現在の太子町の 4 小学校の児童数は、斑鳩小学校445名、太田小学校1,083名、石海小学校645名、龍田小学校144名で、太田小学校と龍田小学校の児童数の差は939名、7.5倍の開きがあります。その多くが市街化調整区域である龍田小学校区に今後人口増に伴う児童数の増加を期することは難しい。一方、旧国道 2 号線が横断する太田小学校区は、市街化区域での急速な宅地化が進み、児童数が増加しております。ともに太子町の教育行政にある。そうであるなら、両校の児童はおおむね同じ教育環境のもとで教育を受けることが望ましいのではないだろうか。児童数が多いと先生としても児童一人一人への対応、目配り等制限的にならざるを得ないのではないか。あるいは、児童が少ないと、子供の成長にとって大切な切磋琢磨、もまれる、多様な個性への対応といったことへの影響はないか。教育環境の大きく異なる太田、龍田両小学校の児童は太子東中学校へ入学するこ

とになります。でき得る限り同様な教育環境のもとで育まれ入学するほうが子供の中学生活のスタートにふさわしいと考えます。

以下にお伺いいたします。

1、太田小学校と龍田小学校の児童数。また、その差についてどのように考えておられますか。

2、両校の児童数を保護者はどのように考えておるのか。

3、児童数については、まちづくりと大きくかかわっております。今、地域のあるべき姿が問われておられると思います。いかがか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。大規模校は太田でございますが、姫路市も含めた西播磨の中でもトップだと認識しております。大規模小学校と小規模小学校の児童が同じ中学校へ入学することについて、入学時には全く問題がないとは言い切れない部分があると思っております。

しかし、大規模校には大規模校の、小規模校には小規模校の長所、短所があり、中学校において、それを補いながら学校運営を行っております。入学当初は多少の戸惑いを覚える生徒もあるでしょうが、学校生活になれば解消するものと考えております。

保護者のほうですけども、保護者の意見を具体的に確認しておりませんが、少人数あるいは大人数の現状について賛否それぞれあると思われます。

それから、今後のまちづくりについては、御指摘の児童数も検討すべき重要な要素の一つになると思われますが、そのほかにも産業や伝統、地域の意識などという要素も踏まえて、あらゆる角度から相対的に検証し、町として決定されるものを考えております。今後におきましても、そのような観点から必要に応じて検討してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 以前からこのことはどなた

もお思いであつたろうと思いますが、ここで今御答弁ありましたが、地域、保護者の方には別段そういったことについてはお聞きしていないということで、今後についてそういうお考えはありませんでしょうか。保護者の方、あるいは地域の方、そういった方々について、今の各小学校の現状について尋ねるなり、アンケートなり、そういったことはお考えにはありませんか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） この件につきましては、もう数十年前からこのような現象は続いております。別段、保護者の心づもりも、龍田へ行けば150名前後、太田へ行けば1,000名前後の学校であるという認識はもう定着しているものと思われております。そういう意味で、子供の対応、または保護者の対応が安定して、気持ちとして、その次の行動に移れる段階に来てるんじゃないかならうかなと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 いや、申しわけない。お尋ねするということは、今御返事の中で何かなかったように思うんですが。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 親の不安は、そういう面でのところ、龍田小学校が小規模校とは思ってませんのですけども、中規模校または大規模校に対する親の不安は今のところ、そういう面は自分で納得して入学または学校生活を送っているものとしておりますので、改めて親のほうに聞くというようなことはしなくてもいいんじゃないかならうかなと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 教育長、申しわけないです。私どもは教育に関しては本当に教えていただく立場ばかりなんです、新聞にこのように載っていることがありますもんで。文科省はこのたび小規模校と言われる、統廃合、

そういったことを進めようと、新しい指針を出すことになっております。この間、新聞に載っております。ここに持っておりますが。現行の指針では、各小・中学校は12から18が標準クラスだと。とすれば、斑鳩小学校、石海小学校はおおむねその範囲であるということ。ただ、太田小学校はもうそれ以上になりますが、本当に龍田小学校におきましては各学年1クラス。ということになれば、今の標準12から18の半分以下というようなこととなります。これについて御感想いただけますか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。下見て暮らせという気持ちはございません。播磨の国だけといいまして、ここから、太子から西へ行けば統廃合をどんどん進めていき、既に上郡では小学校が7校から3校、佐用では2校25年度は減り、今年も2校減る、宍粟市も同じようなことが起こっている。というようなことを考えてみれば、別に適正な規模が12学級から18学級というような、適正であるのでございますが、龍田小学校の144名という児童数が、これで切磋琢磨、または群れて遊べないというような児童の数じゃなくて、その数の中で最大の教育効果を探っていくのが教師、学校現場の努めじゃないかならうかなと思っております。そういう惨めな思いを、または保護者に不安な思いをさせていけないのも学校現場の校長含めた教師の責務じゃないかならうかなと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 この新聞で情報を私もいただいた部分なんですけども、その新指針の中で、小規模校について、クラスがえができて人間関係が固定化するというようなデメリットも明示するようなことをこの新聞には掲載してありますが、龍田小学校ではもう固定化しております。それはデメリットであるというふうなことをこの新聞では書いてあるんですけども、それについてどう思われますか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） デメリットは、やはり固定化するのがデメリットでございますが、メリットは、やはり集団生活の中で非常に意思疎通ができるという、仲がいいというようなことがございます。ということは、もう気持ちとして集団生活ができてるというようなこと。ですから、太子東中に進学いたしましたら、龍田小学校の結束力が太子東中の生徒指導にかかわってくるというようなメリットがございます。いかに龍田小学校の和というんですか、結束が強固であれば太子東中の全体の生徒指導にまで及ぼしてくるという。そういうことになれば、大きな広がりで見れば、龍田小学校の子は仲間意識が非常に強いという。それは社会に巣立っていても、それが必ずプラスに生きていくという。長い目で見れば、メリットかデメリットかわからないという、そういう現状でございます。ですから、デメリットをメリットに変えていくという、それも一つ教育的な効果促していくのが指導方法じゃなかろうかなあと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今、教育長のお話、全体としては、太田小学校あるいは龍田小学校、それぞれについてはそれぞれの持ち味もあり、地域の事情もあるという、それでよいかなと思います。

私がずっとこれ質問させていただくにつきましては、この3番目の児童数についてのまちづくりと大きくかかわっている、このことなんです、これは教育行政というよりはまちづくりということで、町の行政になろうかと思えます。

それについて一言申し上げたいんですが、龍田地区は現に東西に都市計画道路斑鳩寺線が走っております。そして、南北に丸山線から続く県道西脇菅田線、これが通っております。そして、国道2号線、太子龍野バイパス、その太子北ランプがございます。私らが子供のころからやはり比べてみますと、本

当に大きく変わったイメージがあるんです。今ではもうそういうようなことで太子町の北の玄関口として車が本当に行き来しております。そして、そこには太子町の総合公園が今整備中であります。そして、その向かいにはコンビニエンスストアもあり、車の便利に供しておりますということで、そして各店舗も見られます。そして、病院、そして医院も見られますという。そういうような形のところが依然として市街化調整区域が多くを占めておるといふ。

その現状についてお尋ねするわけなんですけども、結局その総合公園の周囲というのは非常に可能性を秘めたところだと思います。現在でもたくさんの方がスポーツをしに来る、あるいはレクリエーションを楽しみに来るという、そういうこれから本当にこの周囲は、総合公園の周囲は発展していく可能性が物すごい強いと、そういう地域というふうに考えております。そして、その可能性を形にするのは地域の力。地域の力って何だといったら、やはり居住する方が多くなる、そういうような形で地域の力は大きくなっていくんじゃないかなと思うわけなんです。そして、その地域において新たに子供さんがまた多くなれば当然児童数も増えてくるという、そういうふうにしてさらに発展していく、そういうふうを考えるわけですが、現在政府も地域の活性化については非常にさまざまな形で取り組んでおります。

ここでお聞きしたいことは、龍田地域の市街化調整区域の一部あるいは一定の市街化調整区域の緩和、これについてお尋ねしたいなと思っております。このことは結局太田地区の急速な宅地化の緩和につながってくるようにも考えられます。ひいては当然児童数についても影響してくる、そういうふうにおもっております。これについて、まちづくりのほうから御答弁いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本恭子） ここで暫時休憩します。

(休憩 午後4時00分)

(再開 午後4時00分)

○議長(橋本恭子) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長(八幡儀則) 線引きの絡みでは過去にも議員各位からといいますか、私が覚えているのは、たしか服部議員も質疑があったと思うんですけど、現在の太子町の市街化調整区域の中で市街化区域を占める割合というのは、他市町に比べると割合率的には高いんです。市街化区域の中で、まだ田んぼのままといいますか、完全な宅地化になってない状況ももちろんございます。変な話ですけど、やはり先ほど言いましたように、太子町の中の市街化区域の占める割合というのは町レベルでは割合と高いとこにあって、まだ農地がある状態でございますので、昭和46年に線引きしとんですけど、例えばおっしゃるように龍田のところでの区域を広げるということまでは至ってないといいますか、やはり線引きを変えるということについては非常に厳しいところがございます、今のところ無理ではないかというふうに思います。若干、5年に1回の細かい線引きの変更についてはしておりますが、議員が御指摘のもとと大幅な、龍田での市街化区域を増やすといいますか、そういう状況には今のところ無理ではないかというふうに判断いたしております。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 わかりました。現状のところは、それは非常に難しいという。ただ、地域の力、地域が活性していくと、このことは太子町の行政において、それはもう絶対にやっつけなければならぬことだと、これはもう行政においても認識されておるはずで、それに期待しております。

最後になりましたが、太子町の歴史は昭和26年(1951年)にさかのぼります。この年、斑鳩町、石海村、太田村と合併をし、さらに

4年後の昭和30年(1955年)、龍田村を合併編入し、現在の太子町が発足いたしました。

そして、4地区はそれぞれ沿革がございます。それぞれ地区または校区として今現在に至っております。そして、4小学校は長い間それぞれの地域のよりどころとして大切に見守られてきました。それは子供たちが地域の宝であると皆がそう信じているあかしでもあります。また、子供たちの健やかな成長は皆の願いでもあります。そう思うとき、子供たちのためにどうすればよいのか。そう考えるとき、地域のあるべき姿が見えてくるのではないかと思います。太子町の行政、こびっとせよと申し上げたい。

以上で質問終わります。ありがとうございます。

○議長(橋本恭子) 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

## 日程第2 請願第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長(橋本恭子) 日程第2、請願第7号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第7号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後4時04分)